

越後屋京本店手代の勤務成績管理と勤務状況について

西 坂 靖

はじめに

一 「改勤帳」の仕法について

1 「昼夜勤仕録」

2 「改勤帳」

3 「改勤帳」に基づく手代の褒賞

二 「改勤帳」にみる手代の勤務状況——明和と天明期と文政・天保期

1 手代全体の勤務状況

2 役付手代と平手代

3 役付手代昇進者と非昇進者

おわりに

はじめに

本稿では、越後屋京本店における手代の勤務成績の管理のありかたと勤務状況について明らかにすることを課題とする。

三井越後屋を筆頭とする近世の巨大商家の奉公人世界の特色の一つとして、規律化の制度的な進展を挙げることができ、奉公人の勤務成績の管理の問題は、その具体的な現われのひとつとして位置付けられる。三井越後屋の場合、店表の奉公人の勤務成績を評価する基準としては、欠勤時間と売上げ高の両様があった。⁽¹⁾ 本稿で取り上げる京本店は、小売り店ではなく、仕入れ店であったから、基本的には欠勤時間の多寡によって、店表の奉公人の勤務成績の判断を行なった。そのためにつくられたのが「改勤帳」という帳簿である。⁽²⁾

「改勤帳」の仕法については、巨大商家における規律化の進展の証左として述べたことがあるが、⁽³⁾ ここでは紙幅の都合上、史料を掲げることができず、また勤務状況についての具体的な分析結果を示すこともできなかった。本稿では、「改勤帳」の仕法、および「改勤帳」に基づく褒賞のあり方について史料に基づいて紹介し（第一節）、次に「改勤帳」にあらわれる京本店の手代の勤務状況について検討を試みることにする（第二節）。

(1) 三井文庫「第四回史料展示会目録」（一九八六年）九・一〇ページ、また中井信彦「三井家の経営——使用人制度とその運営」（『社会経済史学』三一巻六号、一九六六年）九三・九四ページ参照。

(2) 「改勤帳」（三井文庫所蔵史料 本一五一四、一五一五）。

(3) 西坂靖「大店の奉公人の世界」（高橋康夫・吉田伸之編『日本都市史入門Ⅲ 人』東京大学出版会、一九九〇年）、同「近世都市と大店」（吉田伸之編『日本の近世9 都市の時代』中央公論社、一九九二年）。

一 「改勤帳」の仕法について

本節では、三井越後屋京本店における欠勤時間の掌握による勤務評価および褒賞の仕法について、史料を提示しつつ、それに即した形で紹介することを課題とする。

1 「昼夜勤仕録」

三井越後屋において、欠勤時間によって店表の奉公人の勤務成績を評価する基本的な仕組みを示したものとしては、享保六年（一七二一）の「昼夜勤仕録」が挙げられる。「改勤帳」の検討に入る前に、まず「昼夜勤仕録」を取り上げてみたい。⁽¹⁾

以下に掲げるのは「昼夜勤仕録」の全文である。

覚

一 惣手代共日用勤方於其店在府之主人并頭手代密談を以毎度批判申事候得共、年増繁昌に随ひ多人数に罷也成、其上老分之主人ハ京住、因茲此度申渡候者万里を隔相勤候とも其志於京都主人ともへ通しさせ度存事、勿論銘々其器量之廉者其

店名代支配人役目ニ而甲乙見届候族全油断無之候、此度相建候趣無他事、実心に相勤候志を京都主人ともへ通しさせんかため改申渡処也

仕形之法

①

昼 五時

夜 九月より二月迄六ヶ月間ハ三時
三月より八月迄六ヶ月間ハ二時

但是を一昼夜の皆勤也

②

一時休候者 朱星壹つ宛

如此毎夜判形帳へ朱ニ而相記可申事

一 昼夜引候者 朱ニ而皆引之印

病氣ニ而引候者黒星ニ而右法之通印申事

③

一 休日其外支配人より差函ニ而不時休足等申付ケ罷出候分いつれ茂引ニハ不及事

一 自分之願ニ而宿元へ参、亦者物詣等右割之通引ニ相記申事

一 忌ニ而遠慮引籠候者支配人より差函之日限迄ハいつれも引に立不申事

附り 親之忌日年忌等ニ相当り寺参り等支配人聞届、無提筋合引免候事

一 江戸中登り大坂中休京中休、右日限切賦相定申渡候分ハ是又其日限たけハ引相立不申事、日限法之外延着候者、右法之

通引帳ニ相記可申事

但 道中満水などにて遅足候分法外たるへき事

④

一 一夜二時ト三時ト勤方相立候逆茂、諸店共物前闇ケ鋪節者用事多ク夜更申儀も可有之候、然時ハ一時更候得者朱星一つ預り判形帳江分ケ記置指引可仕事

附手代とも承り之役目ニ付外役所ハ相仕廻候得とも物前旁々取込、不得止夜をふかし自分承り相勤申訳可有之候、此分支配人毎夜見届ケ一時に朱ほし壹つの預りニ是又相立可申事

⑤ 一壹ヶ月無星之分丸勤と唱申事

⑥ 右之通相建、一ヶ年分帳面に写取、組頭より初元之者迄人別に判形させ、我等方江指登可申候、是迄相建置候褒美之外に於京都評議之上存知入可在之事ニ候、壹ヶ月ニ朱星七つ八つ迄者皆勤ト見申候、尤年月を相勤候二付月ニ一昼夜ハ如此ゆるし候間、此旨ニ相心得可申候、勿論丸勤ニはげミ候者ハ別而心得在之事

一 右建者元服以上ニ而相記可申候、子供之儀者右の心持を以店限ニ吟味可申事

一 右引昼夜吟味名目役人順番ニ相勤、月番之支配人立会相記可申候、尤病気の引と常引ト帳面江両様ニ分ヲ立指登可申事、

以上

享保六年丑八月

三井八郎右衛門

高房（花押）

元々中

京本店名代中

支配人中

この史料は、享保六年（一七二二）に、三井高房の名前で、京本店の元々中・名代中・支配人中に宛てて出されたもので、欠勤時数を指標とする手代の勤務状況の可視化の手立てが定められている。

仕法制定の意図については、史料の冒頭部分において「実心に相勤候志を京都主人ともへ通しさせんかため」、すなわち、手代の精勤ぶりを京都の三井同苗に知らせるためとして説明されている。

この史料から読み取れる仕法は、おおよそ以下の③から⑤のとおりである。

③ まず一日（昼六時・夜六時）の勤務すべき基準時間を定める。昼は一年中「五時」であるが、夜は、昼の短い九月か

ら二月までは「三時」、昼の長い三月から八月は「二時」とする。近世の時制は、季節により昼夜の時間が異なる不定時法だったので、それに合わせて、昼夜あわせてほぼ一定になるように定めているものであろう。

⑥ 一時「休」んだものを「朱星」一つと勘定し、毎夜「判形帳」に記す。病気で引いた者(≡欠勤した者)は、「黒星」として記録する。

⑦ 「休日」や、支配人から命ぜられた「不時休足」(臨時の休日)、「忌」、「江戸中登り・大坂中休・京中休」の規定の日数期間については星に勘定しない。

⑧ 夜分の定められた勤仕時間(二時または三時)を越えた勤務については、一時につき「朱星」一つ預りとする。

⑨ 一ヶ月に「無星」≡欠勤なしを「丸勤」、「朱星」七つ・八つまでは「皆勤」と評価する。一ヶ年分を帳面に写し取り、京都の三井同苗のもとに指し送る。京都ではそれをもとに褒賞を検討する。

⑩ 元服以上の手代を対象とし、子供については店限りに適宜措置する。

右のうち、⑩に言う「休」については、管理者からみた怠業ではなく、手代の申し出による欠勤であるとみるのが妥当であろう。これに関し、手代が欠勤を申し出れば、それがそのまま認められるものであったのか、また「休」の間、手代はどこでどう過ごしていたのかなどが問題になるが、これについては明らかにできていない。

⑪の「休日」に関しては、享保六年(一七二一)の時点で既に制度化された休日が存在することを示すものとして注目される。また⑧の「預り」に関しては、手代の勤務が二四時間無制限ではなく、夜六時のうち四時または三時の間については勤務から解放されることが認められていたことを示すものとしても注目すべきであろう。

この仕法は、史料冒頭の「在府」云々という言葉からうかがえるように江戸店の手代の勤務状況を掌握することを直接の契機として制定されたようだが、「江戸中登り・大坂中休・京中休」という文言から、江戸だけでなく三都を対象

としたものとして出されているとみることが出来る。本史料自体は、京本店の元々中・名代中・支配人中が宛先であるので直接には京本店を対象にしたものであるが、江戸・大坂宛てにも同じものが出されたものと見てよいだろう。

この「昼夜勤仕録」の仕法に直接的に基づいて作られた帳簿としては「厚勤録」という史料がある。これは、販売店である江戸・大坂の店々の奉公人の勤務成績を記したもので、手代各人の売上げ高と、欠勤時間の多寡が記録されている。このうち欠勤時間による評価の方は「昼夜勤仕録」の仕法がそのまま適用された。また「厚勤録」は、江戸や大坂の店々で作成されたのち、「昼夜勤仕録」にある通り、三井同苗の住む京都に送られている。これらは、三井同苗が目を通したあと再び、店々に送り返されたが、京本店ではその控を作成した。³⁾ そのうち現存するもので最も古いものの表紙には「厚勤録控帳 二番」とあり、その内容は享保一五年（一七三〇）から元文五年（一七四〇）までの勤務成績が記されている。⁴⁾ これに先立つ「一番」は現存しないが、「二番」の記載年数（一一〇年間）を考慮に入れば、「一番」はおそらく「昼夜勤仕録」が制定された享保六年（一七二二）直後から享保一四年（一七二九）頃までのものではなかったかと推測される。

2 「改勤帳」

江戸・大坂の店々において「昼夜勤仕録」の仕法を受けて制定されたのが「厚勤録」であるとするれば、京本店において同じく「昼夜勤仕録」の仕法を受けて制定されたのが、「改勤帳」であるとみられる。

以下に掲げるのは、現存する二冊の「改勤帳」のうち古い方、すなわち明和八年（一七七二）から天明六年（一七八六）までの期間を記録した「改勤帳」の冒頭部であり、ここには「改勤帳」の仕法について具体的に説明されている。⁵⁾

皆勤仕法建

① 春季 一晝夜
七時

秋季 同
八時

② 朱星ハ 休足

黒星ハ 私用他出

③ 一中休并勢州判形ニ下り候事

一不幸ニ而建之通宿許へ引籠候事

但両親斗也、其外兄弟親類一家之分ハ黒星ニ致し可申候

右之分ハ星用捨致し可申事

④ 一病氣引并夜引ハ別に夫々相記置可申候

⑤ 一預り星ハ朱星之内ニ而引落可申候、夫とも朱星無数、黒星多ク候ハ、黒星ニ而差引可致候

⑥ 一皆勤帳之建左之通

朱星なし

黒星なし

并星預り有之分

大丸勤

式時迄

丸勤

式時迄より三時まで

丸勤同前

春 七時迄

皆勤

夜引式時之建

秋 八時迄

皆勤

夜引三時之建

右之通也

⑧ 星歩割之仕方左之通

春 季 朱星黒星合五十七有時

右五十七ヲ六ヶ月ニ割九五と成ル、此九五ヲ七時ニ割ハ三五七一と成ル、

一日ヲ除、三五七一ニ七時掛戻し候得は、月二日式時五歩ノ引と知る也

冬 季 朱星黒星合六十三有時

右六十三時ヲ六ヶ月ニ割、一〇五と成ル、此一〇五ヲ八時ニ割ハ一日三二二五と成ル、

一日ヲ除、三二二五ヲ八時懸戻し候へは、一日式時五歩之引と知る也

右之通之仕方也、余は准之

⑨ 一 丑春改皆勤帳認方左之通

一 朱星四拾六

一 黒星三拾老

病氣引七日

夜引三

月三日壹休引

誰

⑩ 右之通ニ相認、初寄会之上、読上ケ可申事

丑七月改之

明和八辛卯歳春古帳より写之、則古帳東藏へ仕廻置申候事

この史料から読み取れる「改勤帳」の仕法は、おおよそ以下の②から⑩のとおりである。

② まず一日の基準時間を定める。昼の長い春季は「七時」、昼の短い秋季は「八時」とする。（一日の基準時間が「七時」または「八時」であるのは「昼夜勤仕録」と同じである。）

⑥ 欠勤のうち、「休足」を「朱星」、「私用他出」を「黒星」とする。史料には明示されていないが、一時の欠勤は「星」一つの引きとして勘定され、記録される。(「昼夜勤仕録」では「黒星」は病氣引であった。)

⑦ 中休および伊勢出身者が判形改めのために伊勢に下ること、両親の不幸のため実家に引きこもることについては星に勘定しない。

⑧ 「病氣引」、「夜引」については別に記載する。

⑨ 「預り星」については「朱星」または「黒星」と相殺する。(「預り星」について具体的な説明はないが、「昼夜勤仕録」の④「夜二時ト三時ト勤方相立候逆茂、諸店共物前闇ケ鋪節者用事多ク夜更申儀も可有之候、然時ハ一時更候得者朱星一つ預り判形帳江分ケ記置指引可仕事」に対応するものと見られる。)

⑩ 半年ごとに、個々の奉公人について一か月平均の欠勤時間を算出し、その結果に応じて評価を与える。「星」なし || 欠勤なしを「大丸勤」、「二時」引きまでを「丸勤」、「三時」引きまでを「丸勤同前」、一日引き(春季「七時」、秋季「八時」)までを「皆勤」と評価する。(「昼夜勤仕録」では、「丸勤」(無星)と「皆勤」(月七時または八時までの二段階)になっていた。)

⑪ 次に、一か月平均の欠勤時間の計算方法が記されている。

このうち春季、星五十七個の事例を、数式を交えて書き直せば左の様になる。

五七 ÷ 六 || 九・五

一箇月平均の星数を出す

九・五 ÷ 七 || 一・三五七一

星数を日に換える

〇・三五七一 × 七 || 二・五

星数を日に換えた余りを、時に換える

かくして、一日二時五分の引となる。

また冬季、星六三個の事例を、数式を交えて書き直せば左の様になる。

六三 ÷ 六 || 一〇・五

一箇月平均の星数を出す

一〇・五 ÷ 八 || 一・三二二五

星数を日に換える

〇・三二二五 × 八 || 二・五

星数を日に換えた余りを、時に換える

かくして、一日二時五分の引となる。

⑤ 引き続いて、個人の欠勤記載の雛形が記載されている。この雛形の事例では、「朱星」|| 休足が四六時、「黒星」|| 私用他出が三二時、「病氣引」が七日（四九時）、「夜引」が三（六時）で計一三二時の欠勤であり、これを月平均（六か月）にすると三日一時（二二時）の引きになる。したがってこの場合「大丸勤」「丸勤」はもとより「皆勤」の評価も与えられない。

① 奉公人の一人一人の成績を、初寄会の席で読み上げる。

以上の仕法書の部分に続いて、明和八年（一七七二）春季の手代個々人の成績が記されている。以下にその記載形式を示すため、六五人の手代のうち冒頭の二名（五兵衛、三右衛門）と末尾の二名（善助、幸助）を掲げる。

明和八年卯春

預九ツ引テ

朱星 拾七

一 黒星 四拾六

病氣引 二日

月一日五時半引

五兵衛（印）

預六ツ引テ

朱星 老

一 黒星 九

病氣引 廿四日

但し四十六日江戸へ参ル

月二十四日一時半引

(六一人分略)

三右衛門 (印)

預拾三引テ

朱星 ○

一 黒星 ○

大丸勤

善 助 (印)

預拾ヲ引テ

朱星 ○

一 黒星 ○

病氣引 四十七日

月七日五時半引

幸 助 (印)

(貼紙)
一 大丸勤

定四郎

伝七

久七

新三郎

(六人略)

丸 勤

弥 助

清五郎

伊 助

友 七

(五人略)

丸同前

太右衛門 文四郎

皆勤

小右衛門 清次郎 伝吉 金兵衛

（五人略）

記載形式についてみれば、前記の雛形と同型式だが、星数の記載に先立って雛形にはなかった「預り」が記されている。また末尾に後年に記されたものと見られる貼紙があり、各評価ごとの集計が記されている。

明和八年（二七七）春季には六五人の手代の勤務状況が記載されているが、これを一覧表にまとめたのが第1表である。この表のうち冒頭の五兵衛は組頭役、末尾の幸助は初元初年（元服後一年目）である。すなわち、「改勤帳」の仕法の対象者は組頭から初元初年までの手代であることがわかる。もともと明和八年（一七七）七月時点で勤務を継続しているものに限られ、明和八年（二七七）春季中に退職した者は含まれていない。また台所の下男については対象外である。

この明和八年（二七七）春季の成績についてみれば、「大丸勤」が一〇人（第1表の44・45・46・48・51・52・55・56・60・64）、「丸勤」が九人（第1表の22・23・25・30・33・41・53・57・58）、「丸勤同前」が二人（第1表の6・38）、「皆勤」が九人（第1表の7・12・15・16・27・28・31・39・40）となる。「大丸勤」が全て初元の者であるなど、職階が低いレベルの者たちの精勤が目につく。またこの期間中を通して出勤していない者（「皆引」）が三人いる。

それでは、このような店表の組頭から初元初年までの住み込みの手代の一人一人について、半年ごとに記録と評価をおこなうという仕法は、いづころ成立したのであろうか。

記載順	名前	星預	朱星	黒星	病氣引	夜引	月平均引	評価	職階	元服年月
34	(川島)藤五郎	-	-	-	-	-	皆引	(皆引)	平手代	明和3.12
35	(木村)孫次郎	-	-	-	-	-	皆引	(皆引)	平手代	明和4.7
36	(野村)彦七	6	28	0	18	0	3日4時半引		平手代	明和3.12
37	(三宅)重五郎	5	30	0	15	1	3日1時半引		平手代	明和4.12
38	(林)文四郎	4	15	5	0	0	3時引	丸勤同前	平手代	明和4.12
39	(竹村)勘助	6	20	5	0	0	4時引	皆勤	平手代	明和4.12
40	(寺井)助七	5	7	4	0	9	4時半引	皆勤	平手代	明和3.7
41	(中村)善七	5	4	0	0	0	半時引	丸勤	平手代	明和4.7
42	(清水)弥七	4	4	0	89	1	15日引		平手代	明和4.7
43	(河野)幸次郎	18	2	0	20	0	3日2時半引		初元(三年目)	明和5.12
44	(木村)定四郎	17	0	0	0	0		大丸勤	初元(三年目)	明和5.12
45	(横江)伝七	15	0	0	0	0		大丸勤	初元(三年目)	明和5.12
46	(河具)久七	16	0	0	0	0		大丸勤	初元(三年目)	明和5.12
47	(清水)理助	6	37	0	13	0	3日引		初元(三年目)	明和5.7
48	(井坂)新三郎	10	0	0	0	0		大丸勤	初元(三年目)	明和3.7
49	(吉田)忠七	11	0	0	32	0	5日2時引		初元(三年目)	明和6.7
50	(武部)藤七	11	0	0	7	0	1日1時引		初元(二年目)	明和6.12
51	(岡本)平助	12	0	0	0	0		大丸勤	初元(二年目)	明和6.12
52	(家城)藤吉	19	0	0	0	0		大丸勤	初元(二年目)	明和6.12
53	(高田)甚吉	12	9	0	0	0	1時半引	丸勤	初元(二年目)	明和6.12
54	(松原)常七	11	0	0	12	0	2日引		初元(二年目)	明和6.12
55	(丹羽)清七	10	0	0	0	0		大丸勤	初元(二年目)	明和6.12
56	(神田)源助	11	0	0	0	0		大丸勤	初元(初年)	明和7.7
57	(久保)勘七	12	0	10	0	0	1時半引	丸勤	初元(初年)	明和7.7
58	(清水)又四郎	10	1	0	0	1	半時引	丸勤	初元(初年)	明和7.7
59	(辻)和助	15	0	0	8	0	1日2時引		初元(初年)	明和5.7
60	(塚本)彦次郎	9	0	0	0	0		大丸勤	初元(初年)	明和7.12
61	(川原)清六	10	0	0	31	0	5日1時引		初元(初年)	明和7.12
62	(三宅)兵七	13	0	0	15	0	2日3時半引		初元(初年)	明和7.12
63	(小林)助五郎	13	0	0	24	0	4日引		初元(初年)	明和7.12
64	(杉田)善助	13	0	0	0	0		大丸勤	初元(初年)	明和7.12
65	(西村)幸助	10	0	0	47	0	7日5時半引		初元(初年)	明和7.12

「元服印形帳」(三井文庫所蔵史料 続1164)による。

越後屋京本店手代の勤務成績管理と勤務状況について（西坂）

第1表 明和8年(1771)春季の「改勤帳」データ

記載順	名前	星預	朱星	黒星	病氣引	夜引	月平均引	評価	職階	元服年月
1	(朝倉)五兵衛	9	17	46	2	0	1日5時半引	丸勤同前	組頭(四年目)	(不明)
2	(嬰庭)三右衛門	6	1	9	24	0	4日1時半引		組頭(二年目)	(不明)
3	(石川)七兵衛	9	7	38	0	0	1日半時引		組頭(二年目)	(不明)
4	(国松)金助	9	12	32	2	0	1日2時半引		組頭(一年目)	(不明)
5	(西沢)三郎兵衛	9	10	29	2	0	1日1時半引		組頭(一年目)	宝暦6.12
6	(中井)太右衛門	9	0	17	0	0	2時半引		組頭(一年目)	宝暦6.12
7	(島岡)小右衛門	6	6	27	0	0	5時半引	皆勤	役頭(二年目)	宝暦6.12
8	(上島)清右衛門	4	10	19	14	0	3日引		役頭(一年目)	宝暦9.7
9	(野崎)徳右衛門	4	18	44	4	0	1日4時半引		役頭(一年目)	宝暦9.7
10	(田寺)弥右衛門	6	21	45	0	0	1日4時引		役頭(一年目)	宝暦9.12
11	(浅井)彦兵衛	6	11	32	1	1	1日1時半引		役頭(一年目)	宝暦7.7
12	(中塚)徳次郎	6	5	31	0	1	6時半引	皆勤	上座(二年目)	宝暦11.7
13	(山下)甚蔵	6	19	35	1	0	1日3時引		上座(二年目)	宝暦11.12
14	(中西)武右衛門	3	11	14	38	0	6日6時半引		上座(二年目)	宝暦12.7
15	(佐藤)平蔵	12	25	30	0	0	1日2時引		上座(一年目)	宝暦12.12
16	(山川)伝吉	6	10	31	0	0	6時半引		上座(一年目)	宝暦12.7
17	(宮島)金兵衛	6	18	20	0	1	6時半引		上座(一年目)	宝暦9.12
18	(岩井)正次郎	3	6	40	22	0	4日5時引	上座格	(不明)	
19	(中西)伊兵衛	21	0	15	17	4	3日2時半引	丸勤	平手代	宝暦12.12
20	(辻)重太郎	2	4	14	7	2	1日4時半引		平手代	(不明)
21	(永島)文次郎	18	5	18	7	1	1日5時引		平手代	宝暦13.7
22	(植田)弥助	16	0	14	0	0	2時引		平手代	宝暦13.12
23	(田中)清五郎	21	0	4	0	1	1時引		平手代	宝暦13.12
24	(宮崎)儀助	19	0	5	22	3	3日6時半引		平手代	明和元.7
25	(秋田)伊助	21	0	13	0	0	2時引		平手代	明和元.7
26	(馬杉)文六	16	0	2	66	1	11日半時引		平手代	明和元.7
27	(中川)助三郎	3	1	36	0	0	6時引		平手代	宝暦13.7
28	(国松)吉次郎	5	20	3	0	1	4時引		平手代	明和2.12
29	(平井)庄五郎	6	28	10	6	4	2日半時引		平手代	明和3.7
30	(宇野)友七	5	2	6	0	1	1時半引		平手代	明和3.7
31	(吉川)甚次郎	5	22	10	0	0	5時引		平手代	明和3.10
32	(樋口)善三郎	-	-	-	-	-	皆引	(皆引)	平手代	明和3.10
33	(林)孫三郎	5	3	5	0	0	1時半引	丸勤	平手代	(不明)

出所) 「改勤帳」(三井文庫所蔵史料 本1514)。

注) [名前]のうち苗字と【職階】は「店々人数留」(三井文庫所蔵史料 本1090)、【元服年月】は

まず先に掲げた「改勤帳」冒頭の「皆勤仕法建」の末尾には、「丑七月改之」、「明和八辛卯歳春古帳より写之、則古帳東蔵へ仕廻置申候事」とあり、「丑年」に改定されたこと、⁹⁾また明和八年(一七七七)に始まる「改勤帳」以前にも「古帳」¹¹⁾「改勤帳」が存在したことが、見て取れる。

次に、これはいつまで遡れるだろうか。この「改勤帳」は、手代の勤務成績を評価する帳簿という点において、江戸・大坂店の「厚勤録」に対応するものと言える。「厚勤録」については、先に述べたように享保六年(一七二一)の「昼夜勤仕録」をうけて、あまり時をおかずに成立したものと考えることができた。「改勤帳」が「厚勤録」とセットになったものとすれば、「改勤帳」も「厚勤録」とともに享保六年(一七二一)頃に成立したものと考えることができるであろう。そして、この仕組みは幕末まで継続しているのである。¹⁰⁾

また「改勤帳」と「昼夜勤仕録」の仕法と比べてみると、「改勤帳」においては、星の種類および勤務評価のランク付けが細かくなっていることが指摘できた。すなわち「昼夜勤仕録」では「黒星」¹²⁾「病氣引」¹³⁾であったのが、「改勤帳」では「黒星」¹⁴⁾「私用他出」¹⁵⁾「病氣引」¹⁶⁾は別に記されている¹⁷⁾。また「昼夜勤仕録」では、「丸勤」(無星)、「皆勤」(月七時または八時まで)の二段階であるが、「改勤帳」では、「大丸勤」「丸勤」「丸勤同前」「皆勤」の四段階となっている¹⁸⁾。これらの違いについては、「改勤帳」が対象としている京本店の独自性によるものとして、つまり京本店の場合、売上げ高等による評価がなく、欠勤のみによる評価であることにより、「大丸勤」以下の評価の細かさが生じたものと考えることができよう。

3 「改勤帳」に基づく手代の褒賞

続いて、「改勤帳」の調査に基づいて行なわれた、勤務成績が良好な手代に対する褒賞の仕組みについて検討する。⁽¹¹⁾

(一) 読み上げ

前項で検討したように、明和八年（一七七二）の「改勤帳」の冒頭の「皆勤仕法建」においては、勤務成績が良好な手代への金銭的な褒賞についての規定はない。ただ初寄会において読み上げると記されているのみである。

「改勤帳」の読み上げについては、「名代言送帳」に関連記事を見出すことができる。⁽¹²⁾ 例えば文化三年（一八〇六）七月二四日の項には、次のように記されている。⁽¹³⁾

一例之通初寄会目出度相務申、役所替并改勤帳読上ケ申候

御出座

八郎右衛門様

八郎兵衛様

宗龍様

信三郎様

元之助様

次郎右衛門様

清藏様

元藏様

次郎藏様

すなわち、初寄会場で、八郎右衛門以下三井同苗の居並ぶ前で、成績が読み上げられることがわかる。金銭的な報酬などの実利の供与だけが褒賞ではなく、帳面に名前が記録され、主人や同輩の前で読み上げられること、それ自体も

第2表 改勤帳調による褒賞者
(天保4年～天保10年分)

氏名	勤務状況	褒美額
① 矢島惣七	7ケ年の間6ケ年半丸勤	銀2枚
② 吉仲庄太郎	7ケ年の間6ケ年半丸勤	金500疋
③ 並川清介	7ケ年の間6ケ年半丸勤	金1両
④ 中野新太郎	4ケ年の間3ケ年半丸勤	銀1枚
⑤ 松岡要三郎	7ケ年の間6ケ年丸勤	金250疋
⑥ 御池喜三郎	4ケ年の間不残丸勤	金250疋
⑦ 木村直次郎	7ケ年の間6ケ年丸勤	金200疋
⑧ 浅野友三郎	7ケ年の間6ケ年丸勤	金200疋
⑨ 浅井庄三郎	4ケ年の間3ケ年丸勤	金200疋
⑩ 山口常七	3ケ年の間2ケ年半丸勤	金200疋
⑪ 井上金七	4ケ年の間3ケ年半丸勤	金150疋
⑫ 青木常三郎	3ケ年の間1ケ年半丸勤	金150疋
⑬ 木村定次郎	7ケ年の間5ケ年丸勤	銀5両
⑭ 森藤三郎	7ケ年の間4ケ年丸勤	銀5両
⑮ 向崎吉次郎	6ケ年の間4ケ年丸勤	金100疋
⑯ 村井常次郎	7ケ年の間4ケ年半丸勤	金100疋
⑰ 荒木多次郎	5ケ年の間4ケ年半丸勤	金100疋
⑱ 川居治介	3ケ年の間1ケ年半丸勤	金100疋
⑲ 塩山専次郎	5ケ年の間4ケ年丸勤	銀3両
⑳ 中野小助	3ケ年の間不残丸勤	銀3両

出所「御覧」(三井文庫所蔵史料 別634乙-6)。

また褒賞であるといえるのではないか。つまり奉公人の名誉意識にはたらきかける褒賞である。

(二) 丸勤出番

このほか「改勤帳」に基づく手代の褒賞としては、「改勤帳」の成績がよい手代に、特別に外出許可を与えるという措置がみられる。これは「丸勤出番」と称されるもので、京本店の日記「永書」に記事が散見される。時期的に早いものとしては、以下のようなものがある。

第3表 改勤帳調による褒賞者
（弘化4年～嘉永6年分）

氏名	勤務状況	褒美額
森藤四郎	7ヶ年の間6ヶ年半丸勤	金1両2歩
細田源次郎	7ヶ年の間不残丸勤	金1両2歩
北川仙三郎	7ヶ年の間6ヶ年半丸勤	銀2枚
阿部喜太郎	7ヶ年の間不残丸勤	金500疋
野沢忠四郎	7ヶ年の間6ヶ年丸勤	金1両
駒井仙助	7ヶ年の間6ヶ年丸勤	金1両
矢島卯三郎	5ヶ年の間4ヶ年丸勤	金300疋
松村金次郎	3ヶ年の間不残丸勤	金300疋
岡田良助	7ヶ年の間6ヶ年半丸勤	銀1枚
松山米三郎	5ヶ年の間4ヶ年半丸勤	金250疋
松田政次郎	7ヶ年の間6ヶ年半丸勤	金200疋
白井市三郎	3ヶ年の間2ヶ年半丸勤	金200疋
片山伝三郎	6ヶ年の間5ヶ年丸勤	金150疋
上野利七	5ヶ年の間4ヶ年丸勤	金150疋
高山新三郎	5ヶ年の間4ヶ年半丸勤	金150疋
伊藤勇藏	7ヶ年の間5ヶ年半丸勤	金100疋
岸田利三郎	4ヶ年の間不残丸勤	金100疋
井口定五郎	7ヶ年の間5ヶ年半丸勤	銀3両
吉田平四郎	7ヶ年の間6ヶ年丸勤	銀3両
大橋熊三郎	4ヶ年の間3ヶ年半丸勤	金50疋

出所 「御覧」（三井文庫所蔵史料 本2128-1）。

（宝暦一三年二月五日）
明六日初午ニ付去秋中丸勤之銘々為褒美他行也
（明和九年二月五日）
昨今初午ニ有之候所兩日共天氣快晴にて伏見海道稻荷夥數群參之由及風聞候、
人割を以昨今為參詣候⁽¹⁶⁾

（寛政二年二月七日）
六日七月初午市ニ付丸勤之分、割を以今日より休足指出候事⁽¹⁷⁾

尤当店若キ者去秋中大丸勤并丸勤同前之銘々

第4表 改勤帳調による褒賞者
(嘉永7年～万延元年分)

氏名	勤務状況	褒美額
野沢 治三郎	7ケ年の間不残丸勤	金1両2歩
白井市三郎	7ケ年の間6ケ年丸勤	金500疋
中井房次郎	7ケ年の間5ケ年半丸勤	金350疋
上原仙三郎	7ケ年の間6ケ年半丸勤	金300疋
川野友三郎	4ケ年の間3ケ年半丸勤	銀2枚
中井常次郎	7ケ年の間6ケ年半丸勤	金200疋
片山覚次郎	7ケ年の間5ケ年半丸勤	金200疋
中村七三郎	4ケ年の間3ケ年丸勤	金200疋
奥西安太郎	3ケ年の間2ケ年半丸勤	金200疋
中野弥三郎	3ケ年の間2ケ年半丸勤	金200疋
安藤和助	4ケ年の間3ケ年半丸勤	金150疋
佐々木藤次郎	3ケ年の間1ケ年半丸勤	金150疋
松岡松太郎	3ケ年の間2ケ年半丸勤	銀5両
辻勤兵衛	7ケ年の間6ケ年丸勤	金100疋
大井小助	7ケ年の間6ケ年丸勤	金100疋
林原佐七	7ケ年の間5ケ年丸勤	銀3両
浅野弥五郎	6ケ年の間4ケ年半丸勤	銀3両
尾崎徳五郎	5ケ年の間3ケ年半丸勤	銀3両
田中文三郎	5ケ年の間3ケ年半丸勤	銀3両
栗原栄太郎	3ケ年の間2ケ年半丸勤	銀3両
竹信直次郎	4ケ年の間3ケ年丸勤	銀2両

出所)「御覧」(三井文庫所蔵史料 本2065-1)。

これらはいずれも、二月の初午の折の、伏見稻荷の参詣を名目にした外出である。⁽¹⁸⁾ 住み込みの奉公人にとってみれば、特別な外出許可は大きな恩恵として受け取られたものと推測される。⁽¹⁹⁾

(三) 金銭的褒賞

十九世紀になると「改勤帳」をもとに、金銭的な褒賞がなされるようになっていくことがわかる。記録が残っているのは、①天保一一年(一八四〇)、②安政元年(一八五四)、③文久元年(一八六一)の三度である。ち

なみに、これらの褒賞は、半年毎に行なわれる「改勤帳」の調査とそのつど直接的に連動したのではなく、いずれもある時点から過去七箇年分を遡って再調査して、その結果に基づき褒賞しているものである。すなわち、①天保一一年（二八四〇）五月には、天保四年（一八三三）春季より天保一〇年（一八三九）秋季までの七分分、②安政元年（一八五四）五月に、弘化四年（二八四七）春季より嘉永六年（一八五三）秋季まで七分分、③文久元年（一八六一）九月には、嘉永七年（二八五四）春季より万延元年（一八六〇）秋季まで七分分が調査された。ちなみに同様の調査は、①と②の間の弘化四年（二八四七）にも行なわれたと見られるが、記録を見出していない。

これらの褒賞については、それぞれ「御窺」という史料が残っており、褒賞を受けた人名と褒賞の額が判明する。天保一一年（一八四〇）の「御窺」の記載様式を示せば次の通り。⁽²⁰⁾

御 窺

天保四年巳春季より同十年亥秋季迄 七ヶ年分

但葉代多キ分指略仕候

一 矢 島 惣 七

但七ヶ年之間六ヶ年半丸勤

右為御褒美銀野杖^(二)

(一七人略)

一 塩 山 専 次 郎

但五ヶ年之間四ヶ年半丸勤

中 野 小 助

右兩人為御褒美銀見兩也^(三)

右之通被仰付被下候様仕度此段奉伺候、已上

子五月

本店

①天保一二年(一八四〇)、②安政元年(一八五四)、③文久元年(一八六一)の「御親」から、褒美を受けたものとその金額をまとめたのが第2表、第4表である。

①天保一二年(一八四〇)の際には、褒賞の対象となったものは二〇名、銀額は最高が銀二枚(八六匁)、最低が銀三兩(二二匁九分)となっている。額は多いとは言いがたい。この二〇名はいずれも、褒賞当時組頭以下で、勤務を継続しているものである。対象期間中に勤務していても、天保一二年(一八四〇)五月の時点で、組頭より上に昇進している者、また退職した者については褒賞の対象にはなっていない。②安政元年(一八五四)の場合には、褒賞の対象となったものは同じく二〇名、額は最高が金一兩二歩、最低が金五〇疋(金一朱)となっている。引続き③文久元年(一八六一)の場合、褒賞の対象となったものは二一名、額は最高が金一兩二歩、最低が銀三兩(二二匁九分)となっている。

この三回の褒賞は、いずれも対象人数は二〇人ほど、褒美額は最高で銀九〇匁ほどであり、大きな違いはみられない。それではこの褒賞は、どのような基準によって行なわれていたのだろうか。これを天保一二年(一八四〇)の褒賞に即して検討することにする。

第2表の典拠とした「御親」には、氏名と褒美額のほかに、勤務状況に関する記載がある。これは対象となる七ヶ年のうち、実際に勤務した期間と、「丸勤」の期間(「皆勤」以上の評価を得た期間、この点は後述)が示されている。

第2表で注目すべきは、①矢島惣七、②吉仲庄太郎、③並川清介が、同じく「七ヶ年の間六ヶ年半丸勤」であるのにも関わらず、褒美の額が①銀二枚、②金五百疋、③金一両とばらばらであることである。このことから「丸勤」の評価を得た季数の多少から直接褒美の額が導きだされるのではないことがわかる。

この時の褒美の額を決める過程をうかがうことができる史料が残されているので、それを次に掲げる（史料中の「」内は朱書。但し下ゲ札を除く）。

改勤帳再調

④ 七ヶ年廿六人 喜四郎より繁次郎迄

外ニ嘉三郎、幸太郎、常次郎

⑤ 星数 貳万七仙百四拾九

老人前

平均 九百三拾六

月二 一日八歩八二当ル

⑥ 薬代 九貫四百九拾七匁壹分

老人前

平均 三百六拾五匁三分

年二 五拾貳匁式分

⑦ 右老人前星数半分高四百六拾八匁御褒美金百疋と土台を相建左之通

「戌マサ、
巳マ、サ入、定よりマ割減」 御褒美之定

四百七十

シサ、

（下ゲ札1）

「下ゲ札1」
「七ヶ年巳前巳年と見合

老人前高千マ舟ウシ、

星数 ツ割チ歩サ 此度歩廻り宜

同高 サ舟エサウ入

薬代 ツ割ツ歩 此度歩廻り宜

今七ヶ年巳前戌年と見合

老人前高工舟セカ、

星数 セ割チ歩ウ 此度歩廻り不宣

同 セ舟ツシカセ入

薬代 ツ割チ歩 此度歩廻り不宣」

（下ゲ札2）

「下ゲ札2」
「前々戌年調之節者御褒美定メ之通有之、然ルニ巳年之節者星数薬代共凡シ割不宣候得共マ割減少ニ而調有之、此度星数薬代右戌年より凡マ割チ歩不宣ニ付先イ割減之旨ヲ以相調可申積御座候」

月二五時四歩七二当ル 「此度イ割引 シマサ入」

「戌セシ、
巳シツ、」

三百五十

月二四時〇七二当ル

セシ、
「同シチ、」

「戌マシ、
巳セイ、」

貳百五十

月二四時〇七二当ル

マシ、
「同セエ、」

「戌ツシ、
巳セチ、」

百七十

月二壺時九歩八二当ル

ツシ、
「同マカ、」

「戌サシ、
巳マサ、」

百ク

月二壺時壺歩六二当ル

サシ、
「同ツサ、」

「戌カサ、
巳ツササ入」

五十

月二五歩八余二当ル

カサ、
「同サチサ入」

⑤

右薬代壺人前半分高百八拾貳匁七分ヲ御褒美中隔と相建左之通

「戌なし
巳なし」

御褒美之定

	百八拾匁	なし
	年ニセサエ入ニ当ル	「此度イ割引 ○」
	「戌セシ、引 巳シマ、」	
	三百目	シ、引
	年ニツセウ入ニ当ル	「同シイ、引」
	「戌セシ、引 巳セカ、」	
	四百五拾目	セシ、引
	年ニカツマ入ニ当ル	「同セセ、引」
	「戌カシ、 巳ツセ、」	
	三拾五匁位	カシ、
	年ニサ、ニ当ル	「同サツ、」
	「戌ツシ、 巳セチ、」	
	七拾五匁位	ツシ、
	年ニサ、ニ当ル	「同マカ、」
	「戌セシ、 巳シツ、」	
	百式拾匁	セシ、
	年ニシエイ、ニ当ル	「同シチ、」

右之通星平均薬代平均双方見合御褒美相定申候、尤星数無少者手柄之筋ニ候得共又薬代無少者格別之事ニ候得者、此旨

この史料の末尾に記されているように、褒賞は「星平均」と「薬代平均」の双方を見合せて定めること、具体的には七年間の星数を基準とする褒美額に、同じく七年間に消費した薬代⁽²²⁾を基準とする褒美額を差し引きして行なわれることがわかる。

褒賞の対象と額を決める手順については以下の①から⑤のようにまとめられる。

① まず、この七カ年を通して勤めた手代二六人に三人を加えた二九人をリストアップする。最初に名前が出てくる喜四郎は、天保一〇年(一八三九)の時点で、組頭の地位にある者である。

② その二九人について星数の合計を出し(二万七二四九)、一人当たりの平均星数を算出する(九三二六)。

③ 次に二六人について薬代の合計を出し(銀九貫四九七匁一分)、一人当たりの平均額を算出する(三六五匁三分)。

④ 星数については、平均星数九三六の半分の四六八を褒美

第5-1表 星数に応じた褒美銀額

星数	御褒美定額	戌(文政9)	巳(天保4)	今次(天保11)
470	15匁	15匁	10.5匁	12.5匁
350	20	20	14	18
250	30	30	21	27
170	40	40	27	36
100	50	50	35	45
50	65	65	45.5	58.5

出所)「改勤帳再調」(三井文庫所蔵史料 別634乙-3)。

第5-2表 薬代に応じた褒美銀額

薬代	御褒美定額	戌(文政9)	巳(天保4)	今次(天保11)
180匁	なし	なし	なし	なし
300	-10匁	-10匁	-13匁	-11匁
450	-20	-20	-26	-22
35	60	60	42	54
75	40	40	28	36
120	20	20	14	18

出所)「改勤帳再調」(三井文庫所蔵史料 別634乙-3)。

金一〇〇疋(銀一五匁相当)とする「土台」を建てる。つまり星数がこれより少ない場合を褒賞の対象とし、これを基準に三五〇、二五〇、一七〇、一〇〇、五〇に対応する銀額を決める。史料中には「戊」、「巳」、「御褒美之定」、「此度」という四つの銀額が記されている。「戊」は文政九年(一八二六)の褒賞、「巳」は天保四年(一八三三)の褒賞を指すと見られる。「御褒美之定」は後述するように文政二年(一八一九)改訂の規定。⁽²³⁾「此度」が今回すなわち天保一年(一八四〇)の褒賞である。これをまとめたのが第5-1表である。

⑤ 業代については、平均額三六五匁三分の半分の一八二匁七分を「御褒美」の「中隔」、すなわちこれより銀額が少ないと褒賞、多いと「引」とする分岐点に定める。そして三〇〇匁、四五〇匁に対応する「引」の額、および三五匁、七五匁、一二〇匁に対応する褒美銀額を定めている。これをまとめたのが第5-2表である。

しかしながら、実際個々の手代について、褒賞額を決めていく際に問題になるのは、第5-1表に記された四七〇、三五〇、二五〇、一七〇、一〇〇、五〇以外の星数にいくらの褒美を与えるかということ(第5-2表においても事情は同様)と、勤務七年未満の手代の取り扱いをどうするのかということである。これについては、前記史料中に登場する「御褒美之定」に対応する以下のような史料がある(史料中「」は朱書)。⁽²⁴⁾

文政二年卯春相改候七ヶ年之間丸勤御褒美之定

① 七ヶ年星数 「此度イ割引」

五十位迄 褒美 「カチサ入」
カサ、

六ヶ年 「ツサ、」
サシ、 五ヶ年 「マカ、」
ツシ、

四ケ年 「セウエ入」
ママ、 三ケ年 セカ、

六十位より百位迄 「ツサ、」
サシ、

(略)

百十位より百七十位迄 「マカ、」
ツシ、

(略)

百八十位より式百五拾位迄 「セエ、」
マシ、

(略)

式百六十位より三百五十位迄 「シチ、」
セシ、

(略)

三百六十位より四百七十位迄 「シマサ入」
シサ、

(略)

四百八十位より余ハ なし

⑥ 七ケ年薬代

「此度イ割引」

マツシ位迄 褒美 「サツ入」
カシ、

六ケ年 「ツシマセ入」
ツチ、 五ケ年 「マツセ入」
マチ、

「セエ、」 「セイカ入」

	四ヶ年	マシ、	三ヶ年	セツ、
		サシ、位よりウシ、位迄		「マカ、」
	(略)			ツシ、
		舟、位より舟サシ、位迄		「シチ、」
	(略)			セシ、
		舟カシ、位より七舟サシ、位迄		なし
	(略)			
		七舟カシ、位よりマ舟エシ、位迄		「シイ、引」
	(略)			シ、引
		マ舟チシ、位よりサ舟、位迄		「セセ、引」
	(略)			セシ、引
		サ舟、位よりカ舟、位迄		「ママ、引」
	(略)			マシ、引
		カ舟、位已上		「ママ、引」
	(略)			ツシ、引

表題には「文政二年卯春」という語句があるが、この史料は、天保十一年（一八四〇）に行なわれた褒賞の際に、褒賞額決定の参考資料とされたもので、史料中の「此度」とは天保十一年を指している。①が星数、②が薬代に関する規定

第6-1表 星数に応じた褒美銀額定（文政2年）

星数	年数				
	7ケ年	6ケ年	5ケ年	4ケ年	3ケ年
～ 50位	65匁 (58.5)	50匁 (45)	40匁 (36)	33匁 (29.7)	26匁 (23.4)
60位～100位	50 (45)	40 (36)	32 (28.8)	25 (22.5)	20 (18)
110位～170位	40 (36)	31 (27.9)	25 (22.5)	20 (18)	16 (14.4)
180位～250位	30 (24)	24 (21.6)	19 (17.1)	15 (13.5)	12 (10.8)
260位～350位	20 (18)	16 (14.4)	13 (11.7)	10 (9)	8 (7.2)
360位～470位	15 (13.5)	13 (11.7)	10 (9)	8 (7.2)	6 (5.4)
480位～	なし				

出所) 「文政二年卯春相改候七ケ年之間丸勤御褒美之定」(三井文庫所蔵史料 別634乙-1)。

注) () 内は天保11年の褒賞の際の改訂額。

第6-2表 薬代に応じた褒美銀額定（文政2年）

薬代	年数				
	7ケ年	6ケ年	5ケ年	4ケ年	3ケ年
～ 30匁位	60匁 (54)	48匁 (43.2)	38匁 (34.2)	30匁 (27)	24匁 (21.6)
50匁位～ 90匁位	40 (36)	31 (27.9)	25 (22.5)	20 (18)	16 (14.4)
100匁位～150匁位	20 (18)	16 (14.4)	13 (11.7)	10 (9)	8 (7.2)
160匁位～250匁位	0	-2 (-2.2)	-3 (-3.3)	-4 (-4.4)	-5 (-5.5)
260匁位～370匁位	-10 (-11)	-12 (-13.2)	-14 (-15.4)	-17 (-19.7)	-20 (-22)
380匁位～500匁位	-20 (-22)	-24 (-26.4)	-29 (31.9)	-35 (-38.5)	-42 (-46.2)
510匁位～600匁位	-30 (-33)	-36 (-39.6)	-43 (-47.3)	-52 (-57.2)	-62 (-68.2)
610匁位～	-40 (-44)	-48 (-52.8)	-58 (-63.8)	-70 (-77)	-84 (-92.4)

出所) 「文政二年卯春相改候七ケ年之間丸勤御褒美之定」(三井文庫所蔵史料 別634乙-1)。

注) () 内は天保11年の褒賞の際の改訂額。

であり、これらをまとめたのが第6-1表、第6-2表である。これらの表の（ ）内の数値が「此度」（天保一一年）の数値であり、これを基準として、ひとりづつ褒賞に値するか調査され、そして褒美の額が決められた。その結果は「天保四年巳春より天保十年亥秋迄改勤帳調」という史料に、一人ひとりについて記録されている。⁽²⁵⁾以下には記載事例として、手代四七人のうち冒頭の喜四郎と、末尾の音次郎について掲げた。

天保四年巳春より同 十年亥秋迄 改勤帳調

但 六歩已上也

七ヶ年

七歩九

③ 一 大丸勤 一

喜四郎

丸 勤 八

皆 勤 式

「アセエサ入」

（四五人略）

（三ヶ年）

八歩三

一 大丸勤 四

音次郎

丸 勤 壹

（略）

但壹日ヲ十時之定

内

〔○〕^(朱書)

〔○〕^(貼紙)
星
葉セセ、引

⑥ 七ケ年

星数 仙百四

月二 壹日式時八歩

但三季抜 七歩九

(四五人略)

喜四郎
(朱書「ツ舟エマセ入」)

三ケ年

星数 式百四拾七

月二 六時六歩八

但三季抜 八歩三

(朱書) 「貼紙」
「〇」 星シ、チ入
差引、引 薬セセ、引
音次郎 差引、シイセ入引
(朱書) 「七舟チマウ入」

右の史料から、この調査は④、⑤の二段階になっていることがわかる。まず④の部分では、一人ひとりについて、勤務期間の季数のうち「皆勤」以上の評価を得た季数の比率が出されている。喜四郎の場合は七ケ年(一四季)のうち一〇季で、比率は「七歩九」(七九パーセント)、音次郎の場合は、三ケ年(六季)のうち五季で、比率は「八歩三」(八三パーセント)になっている。

次に⑥の部分では、一人一人について①星数と月平均の欠勤日時数を出し、②薬代を記し(朱書部分)、①②をもとに褒賞額を決めている(貼紙部分)。喜四郎の場合、①星数は「仙百四」(二一〇四)、②薬代は「ツ舟エマセ入」(四七三・二匁)(朱書部分)

名前	年数	褒賞 季数	褒賞 比率	星数	褒美 銀額 A	薬代	褒美 銀額 B	A+B	支給額	第2表 番号
孝助	3ケ年	1	17%	1139個	0	250.8匁	- 5.5	- 5.5		
治助	3	3	50	266	7.2	62.7	14.4	21.6	金100疋	⑬
常七	3	5	83	121	14.4	14.8	21.6	36	金200疋	⑩
常三郎	3	3	50	330	7.2	16.2	21.6	28.8	金150疋	⑫
小助	3	6	100	24	23.4	253.2	- 5.5	17.9	銀3両	⑳
音次郎	3	5	83	247	10.8	283.9	-22	-11.2		

出所) 「天保四年巳春より天保十年亥秋迄改勤帳調」(三井文庫所蔵史料 別634乙-5)。

注) [褒賞季数] は、勤務期間のうち「皆勤」以上であった季数を示したものの。

第7表 手代一人別星数・薬代計算表（天保11年）

名前	年数	褒賞 季数	褒賞 比率	星数	褒美 銀額 A	薬代	褒美 銀額 B	A+B	支給額	第2表 番号
喜四郎	7ヶ年	11	79%	1104個	0匁	473.2匁	-22匁	-22匁		
又次郎	7	11	79	1207	0	635.2	-44	-44		
清 助	7	13	93	164	36	146	18	54	金1両	③
利 七	7	10	71	1918	0	719.7	-44	-44		
惣 七	7	13	93	157	36	22.9	54	90	銀2枚	①
仁 助	7	11	79	542	0	432.9	-22	-22		
直次郎	7	12	86	254	27	207	0	27	金200疋	⑦
多 七	7	12	86	728	0	476.7	-22	-22		
定次郎	7	10	71	690	0	145.4	18	18	銀5両	⑬
友三郎	7	12	86	190	27	157	0	27	金200疋	⑧
武 助	7	11	79	529	0	178.1	0	0		
惣三郎	7	12	86	581	0	540.7	-33	-33		
平十郎	7	3	36	2094	0	675.7	-44	-44		
要三郎	7	12	86	353	18	148.5	18	36	金250疋	⑤
藤三郎	7	8	57	778	0	116.6	18	18	銀5両	⑭
又三郎	7	11	79	2184	0	797.4	-44	-44		
利 助	7	10	71	715	0	287.4	-11	-11		
門次郎	7	10	71	1983	0	677	-44	-44		
万三郎	7	10	71	580	0	347	-11	-11		
茂三郎	7	10	71	498	0	420.4	-22	-22		
友五郎	7	5	36	2189	0	510	-33	-33		
庄太郎	7	13	91	166	36	74.3	36	72	金500疋	②
繁次郎	7	9	64	1362	0	427.1	-22	-22		
茂 助	6	8	67	2256	0	461.3	-26.4	-26.4		
嘉三郎	7	11	79	1974	0	383.1	-22	-22		
磯次郎	6	7	58	1483	0	256.1	- 2.2	- 2.2		
幸太郎	7	7	50	1517	0	385.8	-22	-22		
吉次郎	6	8	67	567	0	116.3	14.4	14.4	金100疋	⑮
常次郎	7	9	64	2692	0	112.5	18	18	金100疋	⑯
仙次郎	5	8	80	1174	0	147.6	11.7	11.7	銀3両	⑰
定 七	5	7	70	1619	0	438.6	-31.9	-31.9		
儀三郎	5	6	60	1486	0	273.8	-15.4	-15.4		
多次郎	5	9	90	108	22.5	156.2	- 3.3	19.2	金100疋	⑰
新太郎	4	7	88	198	13.5	0	27	40.5	銀1枚	④
直 七	4	5	63	1476	0	449.4	-38.5	-38.5		
友次郎	4	6	75	1406	0	450.7	-38.5	-38.5		
金 七	4	7	88	115	18	123.8	9	27	金150疋	⑪
喜三郎	4	8	100	59	22.5	45.2	18	40.5	金250疋	⑥
庄三郎	4	6	75	243	13.5	51	18	31.5	金200疋	⑨
万 七	4	4	50	1702	0	352.1	-18.7	-18.7		
辰次郎	4	6	75	274	9	212	- 4.4	4.6	(ナシ)	

になる。これと「御褒賞美之定」（第6-1表、第6-2表）を参照することにより、①星数に関する褒賞は無し、②薬代に関する褒賞は「セセ、引」（マイナス二二匁）という結果が得られた（貼紙部分）。音次郎の場合は、①星数は「貳百四拾七」、②薬代は「セ舟チマウ入」（二一八三・九匁（朱書部分）になる。これと「御褒賞美之定」（第6-1表、第6-2表）を参照することにより、①星数に関する褒賞は「シ、チ入」（二〇・八匁）、②薬代に関する褒賞は「セセ、引」（マイナス二二匁）、差引して「シイセ入引」（マイナス一・二匁）という結果が得られた（貼紙部分）。

四七人の手代銘々の結果についてまとめたものが第7表である。このうち「A+B」欄（星数による褒賞と薬代による褒賞の差引合計）と「支給額」に着目してみると以下のことがらに気づく。

まず第一に、「A+B」が差引マイナスになっている者については当然褒賞の対象外であること（念のため述べておけば、マイナスになっている者から、その額を徴収することはない）。

第二に、差引・合計額がプラスになっている者も全員に褒美が与えられているのではなく、些少なものは、褒美対象外になっていること（例えば第7表の勤務年数四年グループの末尾の辰次郎は差引が四・六匁になるが、褒賞の対象にはなっていない）。

第三に、「A+B」の額がそのまま支給されるのではなく、褒美・祝儀にふさわしい額に丸められて支給されていること。

ちなみに、この表から、「御窺」（第2表）に見られる「何ヶ年之内何年丸勤」という注記の「丸勤」とは、右の第一段階の調査結果を示すもので、「皆勤」以上の評価を意味していることがわかる。

(2) 越後屋における時間計測の実態については未だ明らかにできていない。ただ元禄初年に三井高利が江戸本店の脇田藤右衛門に宛てて出した書状の中に、時計の便利さについて述べている部分があるので、参考までに次に掲げておく（樋口知子「三井高利関係書翰」『三井文庫論叢』三三二号、史料15）。

一 爰許ニ而掛時計金式両ニ買候へ而、九右衛門と申者ニ請取ニ致、時計仕掛ケ申候、殊外昼夜共ニ調法成物ニ御座候、明ケ六ツと暮六ツと両度ニ仕掛直シ申候、其元夜番一時替リニ致候ハ、能有候、相談之究メ可申越候、備後守様ニも掛時計不斷御仕掛ケ御座候、其元大勢之手代之内、時計之方為心得者無之候や、様子を聞候へハ、不被告知者も掛ケ申事ニ候、此方時計屋より具ニ書立を添越可申候

一 右之時計三年之間ハ、時計や老年ニ忝度ツ、掃除致候筈ニ一札取申候、三年過候へ而ハ、老年ニ掃除代式匆ツ、相渡シ申筈ニ御座候、廿年程ハ慥ニそこね申物ニハ無之候、廿年過候へ而も、半分ニ下をいニ取可申由ニ申候、殊ニ白銀町八郎兵衛方ニハ入申事ニ候、爰元ニ而も呉服所ニハ沓ツ式ツツ、所持致居申事ニ候

一 時計仕掛ケ様不存候ハ、其元時計屋買可申と申、呼寄せ仕為掛ケ見可被申候、手代共持参り仕掛ケ候へ而此方之者ニをしへ申候、其元之直段聞合可申越候、少計高ク候ハ、其様子可申越候

(3) 「厚勤録」の仕法については、三井文庫「第四回史料展示会目録」（一九八六年）九・一〇ページ、また中井信彦「三井家の経営——使用人制度とその運営」（『社会経済史学』三一巻六号、一九六六年）九三・九四ページ参照。

(4) 「厚勤録控帳 二番」（三井文庫所蔵史料 別二一九）。

(5) 「改勤帳」（三井文庫所蔵史料 本一五一四）。

(6) 「夜引」が休足だけなのか、他出を含むのかどうかは明らかにできていない。

(7) 星預りと差引の仕組みについて、注目されるのは、第1表45番の横江伝七の箇所にもに見られる、星の「引落差引」という記載である。すなわち左の通り（「改勤帳」三井文庫所蔵史料 本一五一四）。

「預拾五あり、此所へ朱星沓ツ有、引落差引拾四之預り也

一 朱星 ○

大丸勤

伝 七(印)

ちなみに同年秋季の伝七の記載は以下の通りである(「改勤帳」三井文庫所蔵史料 本一五二四)。

「預五ツ引テ

朱星 ○

一 黒星 三

丸勤月二半時引

伝 七(印)

春季では「引落差引拾四之預り」となっているが、秋季の段階では「預五ツ」とあり、預り星の数は対応していない。この事例によれば、預りが、次に引継がれ累積していくことはないものと見られる。

(8) 「皆引」として記された者が、当該期間中どこで生活していたのかについては明らかにできていない。

(9) 「丑年」が享保六年(一七二一)の丑年であるかどうかは明らかにできていない。

(10) 現存する「改勤帳」は、明和八年(一七七二)から天明六年(一七八六)までと、文政六年(一八二二)から天保一〇年(一八三九)までの二冊であるが、「改勤帳」の仕法が実施されていたのは、この時期に限定されない。少なくとも明和八年(一七七二)以降、幕末まで継続していたことは間違いない。二冊の中間の天明七年(一七八七)から文政五年(一八二二)までの期間において「改勤帳」の仕法が実施されていたことを示すものとしては、後述するように「名代言送帳」に「改勤帳」関係の記事が出てくること、また天保一一年(一八四〇)以降については、これも後述するように、「改勤帳」に基づく褒賞がなされていたことから、「改勤帳」の仕法が実施されていたことが明らかである。

(11) 勤務成績良好な手代に対する褒賞としては、店内諸役所の「仕入帳役」が、春秋の「仕入帳」を定められた日限以前に作成した場合に与えられる「褒美」がある。「役料小遣控 五番」(三井文庫所蔵史料 本一五二六)参照。

(12) このうち最も古い記録は、「名代云送聴書 六番」(三井文庫所蔵史料 別一七五八)により、安永三年(一七七四)まで

遡って確認できる。

- (13) 「名代言贈送帳 十四番」(三井文庫所蔵史料 別一七六六)。
- (14) 名譽心を挺子にした手代の統制については、享保七年(一七二二)の「家内式目」(三井文庫所蔵史料 本九六一)に記された「永代帳」と「非言帳」の例がある。これについては西坂靖「越後屋京本店手代の規律違反と処分」(『三井文庫論叢』二五号)五七ページ参照。
- (15) 「永書 三番」(三井文庫所蔵史料 本一二五)。
- (16) 「永書 三番」(三井文庫所蔵史料 本一二五)。
- (17) 「永書 七番」(三井文庫所蔵史料 本一二九)。
- (18) 春季分の褒賞としての外出許可については未検討である。
- (19) 越後屋には褒賞としての外出許可がある一方で、処罰としての外出禁止があった。これについては、西坂靖「越後屋京本店手代の規律違反と処分」(『三井文庫論叢』二五号)五六ページ参照。
- (20) 「御窺」(三井文庫所蔵史料 別六三四乙一六)。
- (21) 「改勤帳再調」(三井文庫所蔵史料 別六三四乙一三)。史料中の「イ」「セ」「マ」「ツ」「サ」「カ」「エ」「チ」「ウ」「シ」「、」「入」は、越後屋で用いられた符丁で、それぞれ「一」「二」「三」「四」「五」「六」「七」「八」「九」「十」「匁」「分」を意味する。
- (22) 葉代については、具体的にどのようなものが、どのように使われたのかは未検討である。「銘々療湯参印形帳」(三井文庫所蔵史料 続八三三)には、安永七年(一七七八)秋季から寛政一年(一七九九)年秋季の一季ごとに、手代一人当たりの服用葉代が記され、各人が押印している。葉の内容等については記載がない。
- (23) 七年に一度の「改勤帳」調査は、文化九年(一八一二)まで遡ることができる。「内寄会示合控」(三井文庫所蔵史料 本一三四五十二)の文化九年三月四日の項参照。

(24) 「文政二年卯春相改候七ヶ年之間丸勤御褒美之定」(三井文庫所蔵史料 別六三四乙二)。

(25) 「天保四年巳春より天保十年亥秋迄改勤帳調」(三井文庫所蔵史料 別六三四乙五)。

二 「改勤帳」にみる手代の勤務状況——明和と天明期と文政・天保期

既に述べたように「改勤帳」には、明和八年(一七七七)から天明六年(一七八六)までと、文政六年(一八二二)から天保一〇年(一八三九)までの二冊が現存する。本節では、この二冊の「改勤帳」を材料として、明和と天明期から文政・天保期への変化に留意しつつ、京本店手代の勤務状況をあきらかにしたい。まず、手代全体について検討し、引き続き役付手代と平手代、さらに平手代のうち役付手代に昇進する者とし、ない者を比較検討することにする。

1 手代全体の勤務状況

(一) 明和と天明期の「改勤帳」

大丸勤・丸勤・丸勤同前・皆勤の人数

第8表は、明和と天明期の「改勤帳」について、期間内一六年(三四季)の各季における「大丸勤」「丸勤」「丸勤同前」「皆勤」の人数と比率を示したものである。この期間の記載人数は延べで二〇六四人、一季あたり六二人から七二人の間を推移し、平均は六六・六人である。

越後屋京本店手代の勤務成績管理と勤務状況について（西坂）

第8表 評価別人数（明和8年春～天明6年春）

年季	A 大丸勤 人	B 丸勤 人	C 丸勤同前 人	D 皆勤 人	A～D 小計 人	皆引 人	記載人数 人
明和8年春	10	9	2	9	30	3	65
(1771) 秋	12	15	4	9	40	1	62
安永元年春	11	11	1	13	36	1	64
(1772) 秋	12	11	4	11	38	5	70
安永2年春	9	6	3	16	34	1	68
(1773) 秋	13	9	3	13	38	2	68
安永3年春	14	12	9	5	40	3	68
(1774) 秋	10	12	8	14	44	4	63
安永4年春	4	13	4	13	34	2	67
(1775) 秋	7	8	6	9	30	0	57
安永5年春	1	0	4	5	10	0	63
(1776) 秋	6	10	5	15	36	1	65
安永6年春	10	7	7	21	45	1	67
(1777) 秋	12	11	1	12	36	0	62
安永7年春	8	8	7	11	34	0	67
(1778) 秋	4	17	4	14	39	0	65
安永8年春	13	7	7	17	44	1	67
(1779) 秋	12	11	7	17	47	2	62
安永9年春	11	12	1	13	37	0	66
(1780) 秋	13	19	13	7	52	1	66
天明元年春	5	15	7	12	39	1	72
(1781) 秋	6	9	10	11	36	1	71
天明2年春	8	11	10	15	44	1	71
(1782) 秋	15	14	6	11	46	0	68
天明3年春	7	13	6	14	40	2	69
(1783) 秋	9	15	5	17	46	0	69
天明4年春	4	14	5	6	29	2	71
(1784) 秋	8	17	7	19	51	0	65
天明5年春	4	13	8	16	41	0	69
(1785) 秋	8	13	6	20	47	1	67
天明6年春	10	20	8	10	48	0	70
合計	276 (13.3%)	362 (17.5%)	178 (8.6%)	395 (19.1%)	1211 (58.7%)	36 (1.7%)	2064 (100%)
1季平均	8.9	11.9	5.7	12.7	39.2	1.2	66.6

出所) 「改動帳」(三井文庫所蔵史料 本1514)。

第9表 評価別平均人数の春季・秋季の比較 (明和8年春～天明6年春)

	A 大丸勤	B 丸 勤	C 丸勤同前	D 皆 勤	A~D 小 計	皆 引	記載人数
	人	人	人	人	人	人	人
春季(16季平均)	8.1 (11.9%)	10.7 (15.8%)	5.6 (8.3%)	12.3 (18.1%)	36.6 (54.0%)	1.1 (1.6%)	67.8 (100%)
秋季(15季平均)	9.8 (15.0%)	12.7 (19.4%)	5.9 (9.0%)	13.3 (20.4%)	41.7 (63.9%)	1.2 (1.8%)	65.3 (100%)

出所) 第8表。

まず「大丸勤」(欠勤なし)の評価をうけた者について見れば、期間の合計は二七六人で、延べ人数二〇六四人に対する比率は一三・三パーセントとなる。一季ごとに見れば、最多は天明二年(二七八二)秋季の一五人、最少は安永五年(二七七六)春季の一人である。ばらつきが大きい、これを平均すれば一季あたり八・九人となる。

「丸勤」(二時引きまで)の評価をうけた者は、期間の合計は三六二人で、延べ人数に対する比率は一七・五パーセントとなる。一季ごとに見れば、最多は天明六年(二七八六)春季の二〇人、最少は安永五年(二七七六)春季の〇人で、平均すれば一一・九人となる。

「丸勤同前」(三時引きまで)の評価をうけた者について見れば、期間の合計は一七八人で、延べ人数に対する比率は八・六パーセントとなる。一季ごとに見れば、最多は安永九年(一七八〇)秋季の二三人、最少は安永元年(二七七二)春季、安永六年(二七七七)秋季、安永八年(二七七九)秋季の一人で、平均すれば五・七人となる。

「皆勤」(一日引きまで)の評価をうけた者は、期間の合計は三九五人で、延べ人数に対する比率は一九・一パーセントとなる。一季ごとに見れば、最多は安永六年(二七七七)春季の二人、最少は安永五年(二七七四)春季の五人で、平均すれば一二・七人となる。

次に、右の「大丸勤」「丸勤」「丸勤同前」「皆勤」の評価に該当する者を合計した人数、すなわち月平均欠勤が一日以下の者の人数について見れば、期間の合計は二二一人で、延べ人数に対する比率は、五八・七パーセントとなる。一季ごとに見れば、最高が安永九年(二七八〇)秋季で五二人(当期記載人数に対する比率七八・八パーセント)、最低が安永五

第10表 欠勤種類別人数・時数表（明和8年春～天明6年春）

年季	朱星		黒星		病氣引		夜引	
	人数	時数	人数	時数	人数	日数(時数)	人数	個数(時数)
明和8年春	36	449	36	718	29	566 (3962)	16	33 (66)
(1771) 秋	33	201	39	780	22	842 (6736)	20	52 (156)
安永元年春	32	296	23	710	31	815 (5705)	30	84 (168)
(1772) 秋	39	258	44	696	30	828 (6624)	32	82 (246)
安永2年春	37	493	44	843	40	860 (6020)	30	105 (210)
(1773) 秋	33	257	36	752	33	832 (6656)	26	95 (285)
安永3年春	37	494	40	776	20	520 (3640)	24	48 (96)
(1774) 秋	41	342	35	622	12	135 (1080)	23	82 (246)
安永4年春	45	596	48	848	29	724 (5068)	36	137 (274)
(1775) 秋	32	273	38	801	28	960 (7680)	30	108 (324)
安永5年春	38	343	43	524	57	1269 (8883)	44	190 (380)
(1776) 秋	26	196	47	523	39	1035 (8280)	31	134 (402)
安永6年春	41	298	36	555	29	606 (4242)	28	59 (118)
(1777) 秋	38	205	40	616	29	652 (5216)	26	86 (258)
安永7年春	34	294	43	612	38	902 (6314)	43	172 (344)
(1778) 秋	22	118	43	601	40	1346 (10768)	45	154 (462)
安永8年春	36	232	46	707	30	478 (3346)	32	104 (208)
(1779) 秋	11	40	40	603	22	285 (2280)	36	100 (300)
安永9年春	24	139	43	611	39	525 (3675)	31	106 (212)
(1780) 秋	15	60	40	590	16	476 (3808)	27	60 (180)
天明元年春	33	284	51	831	36	621 (4347)	42	192 (384)
(1781) 秋	19	119	47	732	40	1271 (10168)	47	185 (555)
天明2年春	36	263	45	734	34	782 (5474)	39	203 (406)
(1782) 秋	8	32	30	456	31	686 (5488)	35	101 (303)
天明3年春	32	272	49	819	32	361 (2527)	40	146 (292)
(1783) 秋	30	118	46	676	29	630 (5040)	38	107 (321)
天明4年春	41	318	49	821	48	1016 (7112)	42	174 (348)
(1784) 秋	15	64	43	629	23	548 (4384)	39	100 (300)
天明5年春	23	140	44	464	44	1257 (8799)	44	135 (270)
(1785) 秋	16	63	44	631	27	659 (5272)	42	108 (324)
天明6年春	22	151	41	598	31	585 (4095)	35	62 (124)
合計	人 925	時 7408	人 1293	時 20879	人 988	日 23072(172689)	時 1053	個 3504(8562)
1季平均	人 29.8	時 239.0	人 41.7	時 673.5	人 31.9	日 744.3(5570.6)	時 34.0	個 113.0(276.2)

出所 「改動帳」（三井文庫所蔵史料 本1514）。

注）[病氣引]の（時数）は、1日を春季7時、秋季8時とした計算値、[夜引]の（時数）は1個を春季2時、秋季3時とした計算値である。

第11表 欠勤種別平均人数の春季・秋季の比較
(明和8年春～天明6年春)

	朱星人数	黒星人数	病氣引 人数	夜引人数	記載人数
春季(16季平均)	34.1 (50.3%)	42.6 (62.8%)	35.4 (52.2%)	34.8 (51.3%)	67.8 (100%)
秋季(15季平均)	25.2 (38.6%)	40.8 (62.5%)	28.1 (43.0%)	33.1 (50.7%)	65.3 (100%)

出所) 第10表。

年(一七七六)春季で一〇人(当期記載人数に対する比率一五・九パーセント)、これもかなりばらつきがあるが、平均すれば一季あたり三九・二人という数字が得られた。

第8表のうち、安永五年(一七七六)春季については、極端に勤務成績が悪いことで目を惹かれるが、これはこの時期に、「麻疹」が流行し、そのため「病氣引」が多かつたせいであることがわかつている。

ちなみに春季と秋季で、評価別平均人数を比較してみたのが、第9表である。春季(一月～七月)に比べ秋季(七月～二月)の方が、勤務成績がやや良好であることが見て取れる。

朱星・黒星・病氣引・夜引の時数と人数

次に、欠勤の内訳についてみてみよう。第10表は、明和～天明期の「改勤帳」について、各季における「朱星」「黒星」「病氣引」「夜引」の人数と時数・日数を示したものである。ここでは、第10表の最下段に示した一季当たりの平均値に着目することにする。

種類別の人数をみれば、「黒星」(私用他出)を付けられた者の人数が最も多く四一・七人、ついで「夜引」が三四・〇人、「病氣引」が三一・九人、「朱星」(一時休)が二九・八人の順になった。

時数(日数)に着目してみれば、「病氣引」「黒星」「夜引」「朱星」の順になるが、圧倒的に「病氣引」が多い。

ちなみに春季と秋季で、欠勤種別平均人数を比較してみたのが、第11表である。春季に

越後屋京本店手代の勤務成績管理と勤務状況について（西坂）

第12表 評価別人数（文政5年秋～天保10年春）

年季	A 大丸勤 人	B 丸勤 人	C 丸勤同前 人	D 皆勤 人	A～D 小計 人	皆引 人	記載人数 人
文政5年秋	29	26	2	6	63	0	70
文政6年春	27	24	2	3	56	2	71
(1823) 秋	24	17	6	9	56	2	72
文政7年春	9	6	3	7	25	4	71
(1824) 秋	13	25	12	5	55	1	66
文政8年春	25	20	4	7	56	2	67
(1825) 秋	22	21	4	2	49	0	62
文政9年春	21	25	1	6	53	1	63
(1826) 秋	22	22	6	7	57	0	61
文政10年春	14	18	4	14	49	0	66
(1827) 秋	12	24	7	3	46	0	64
文政11年春	21	18	3	5	47	1	62
(1828) 秋	22	15	3	4	44	1	63
文政12年春	18	22	1	2	43	1	60
(1829) 秋	11	19	9	3	42	2	58
天保元年春	19	14	2	5	40	1	59
(1830) 秋	14	18	4	4	40	0	58
天保2年春	11	17	4	4	36	3	59
(1831) 秋	16	17	9	6	48	2	59
天保3年春	19	18	4	6	47	1	59
(1832) 秋	7	17	4	9	37	0	55
天保4年春	16	18	0	6	40	0	62
(1833) 秋	9	19	4	7	39	1	57
天保5年春	9	24	3	6	42	1	61
(1834) 秋	16	20	3	3	42	0	54
天保6年春	8	8	3	9	28	2	58
(1835) 秋	10	18	3	12	43	0	53
天保7年春	19	13	3	7	42	0	59
(1836) 秋	15	21	2	2	40	0	55
天保8年春	14	12	6	8	40	2	60
(1837) 秋	16	16	10	3	45	1	57
天保9年春	10	22	5	7	44	1	62
(1838) 秋	14	13	8	7	42	0	57
天保10年春	8	18	4	9	39	0	60
合計	540 (26.0%)	625 (30.0%)	148 (7.1%)	203 (9.8%)	1516 (72.9%)	32 (1.5%)	2080 (100%)
1季平均	15.9人	18.4人	4.4人	6.0人	44.6人	0.9人	61.2人

出所)「改勤帳」(三井文庫所蔵史料 本1515)。

第13表 評価別平均人数の春季・秋季の比較（文政5年秋～天保10年春）

	A 大丸勤	B 丸 勤	C 丸勤同前	D 皆 勤	A-D 小 計	皆 引	記載人数
	人	人	人	人	人	人	人
春季(17季平均)	15.8 (25.4%)	17.5 (28.1%)	3.1 (5.0%)	6.5 (10.4%)	42.8 (68.7%)	1.3 (2.1%)	62.3 (100%)
秋季(17季平均)	16.0 (26.7%)	19.3 (32.2%)	5.6 (9.3%)	5.4 (9.0%)	46.3 (77.2%)	0.6 (1.0%)	60.0 (100%)

出所) 第12表。

おける「朱星」「病氣引」の多さが着て取れる。

(二) 文政・天保期の「改勤帳」

大丸勤・丸勤同前・皆勤の人数

第12表は、文政・天保期の「改勤帳」について、期間内一八年(三四季)の各季における「大丸勤」「丸勤」「丸勤同前」「皆勤」の人数を示したものである。この期間の記載人数は、延べ二〇八〇人、一季あたり五五人から七二人の間を推移し、平均は六一・二人となる。

まず「大丸勤」の評価をうけた者について見れば、期間の合計は五四〇人で、延べ人数二〇八〇人に対する比率は二六・〇パーセントとなる。一季ごとに見れば、最多が文政五年(一八三三)秋季の二九人、最少が天保三年(一八三二)秋季の七人で、平均すれば一五・九人となる。

「丸勤」の評価をうけた者は、期間の合計は六二五人で、延べ人数に対する比率は三〇・パーセントとなる。一季ごとに見れば、最多は文政五年(一八三三)秋季の二六人、最少は文政七年(一八二四)春季の六人で、平均すれば一八・四人となる。

「丸勤同前」の評価をうけた者について見れば、期間の合計は一四八人で、延べ人数に対する比率は七・一パーセントとなる。一季ごとに見れば、最多は文政七年(一八二四)秋季の二人、最少は天保四年(一八三三)春季の〇人で、平均すれば四・四人となる。

「皆勤」の評価をうけた者は、期間の合計は二〇三人で、延べ人数に対する比率は九・八

第14表 欠勤種類別人数・時数表（文政5年秋～天保10年春）

年 季	朱 星		黒 星		病 気 引		夜 引	
	人数	時数	人数	時数	人数	日数(時数)	人数	個数(時数)
文政5年秋	人 0	時 0	人 13	時 89	人 23	日 463 (3704)	人 24	個 36 (108)
文政6年春	0	0	12	77	29	711 (4977)	20	76 (152)
(1823) 秋	0	0	17	143	29	1187 (9496)	24	68 (204)
文政7年春	0	0	8	45	55	978 (6846)	39	183 (366)
(1824) 秋	0	0	19	184	22	716 (5728)	30	97 (291)
文政8年春	0	0	11	119	25	503 (3521)	25	57 (114)
(1825) 秋	0	0	15	101	21	630 (5040)	19	62 (186)
文政9年春	0	0	13	74	28	153 (1071)	19	33 (66)
(1826) 秋	0	0	14	113	17	186 (1488)	23	66 (198)
文政10年春	0	0	16	88	38	845 (5915)	34	82 (164)
(1827) 秋	0	0	16	108	32	1150 (9200)	31	81 (243)
文政11年春	0	0	11	52	27	716 (5012)	30	88 (176)
(1828) 秋	0	0	8	45	26	921 (7368)	28	112 (336)
文政12年春	0	0	7	34	25	897 (6279)	26	56 (112)
(1829) 秋	0	0	12	68	27	610 (4880)	34	131 (393)
天保元年春	0	0	9	75	30	738 (5166)	22	105 (210)
(1830) 秋	0	0	13	54	27	666 (5328)	26	121 (363)
天保2年春	0	0	13	63	33	468 (3276)	27	80 (160)
(1831) 秋	0	0	11	75	22	347 (2776)	24	86 (258)
天保3年春	1	5	17	85	25	404 (2828)	26	76 (152)
(1832) 秋	0	0	19	91	33	551 (4408)	33	136 (408)
天保4年春	0	0	12	58	34	903 (6321)	30	114 (228)
(1833) 秋	0	0	9	65	27	534 (4272)	36	144 (432)
天保5年春	0	0	11	58	34	479 (3353)	37	107 (214)
(1834) 秋	0	0	5	20	20	738 (5904)	27	65 (195)
天保6年春	1	3	1	3	40	795 (5565)	43	166 (332)
(1835) 秋	0	0	7	33	31	195 (1560)	34	134 (402)
天保7年春	0	0	6	31	32	883 (6181)	36	114 (228)
(1836) 秋	0	0	13	78	19	597 (4776)	30	142 (426)
天保8年春	3	5	8	48	36	817 (5719)	32	93 (186)
(1837) 秋	0	0	9	40	30	381 (3048)	21	58 (174)
天保9年春	0	0	13	34	39	635 (4445)	37	125 (250)
(1838) 秋	1	1	8	48	35	514 (4112)	27	135 (405)
天保10年春	0	0	8	64	42	616 (4312)	41	115 (230)
合計	人 6	時 14	人 384	時 2363	人 1013	日 21927(163875)	人 995	個 3344(8362)
1季平均	人 0.2	時 0.4	人 11.3	時 69.5	人 29.8	日 644.9(4819.9)	人 29.3	個 98.4(245.9)

出所 「改勤帳」（三井文庫所蔵史料 本1515）。

注）[病気引]の（時数）は、1日を春季7時、秋季8時とした計算値、[夜引]の（時数）は1個を春季2時、秋季3時とした計算値である。

第15表 欠勤種別平均人数の春季・秋季の比較
(文政5年秋～天保10年春)

	朱星人数	黒星人数	病氣引 人 数	夜引人数	記載人数
春季(17季平均)	0.3 (0.5%)	10.4 (16.7%)	33.6 (53.9%)	30.8 (49.4%)	62.3 (100%)
秋季(17季平均)	0.1 (0.2%)	12.2 (20.3%)	25.9 (43.2%)	27.7 (46.2%)	60.0 (100%)

出所) 第14表。

パーセントとなる。一季ごとに見れば、最多は文政一〇年(一八二七)春季の一四人、最少は文政八年(一八二五)秋季、文政一二年(一八二九)秋季、天保七年(一八三六)秋季のそれぞれ二人で、平均すれば六・〇人となる。

また「大丸勤」「丸勤」「丸勤同前」「皆勤」の評価に該当する者を合計した人数、すなわち月平均欠勤が一日以下の者の人数について見れば、期間の合計は一五一人で、延べ人数に対する比率は、七二・九パーセントとなる。一季ごとに見れば、最高が文政五年(一八二二)秋季の六三人(当期記載人数に対する比率九〇・〇パーセント)、最低が文政七年(一八二四)春季の二五人(当期記載人数に対する比率三五・二パーセント)、とこれかなりばらつきがあるが、平均すれば四四・六人という数字が得られた。

ちなみに春季と秋季で、評価別平均人数を比較してみたのが、第13表である。明和と天明期の「改勤帳」(第9表)と同様、春季に比べ秋季の方が、やや勤務状況が良いことが見て取れる。

朱星・黒星・病氣引・夜引の時数と人数

次に、欠勤の内訳についてみてみよう。第14表は、文政・天保期の「改勤帳」について、各季の「朱星」「黒星」「丸勤同前」「皆勤」の人数と時数・日数を示したものである。こ

こでも、一季当たりの平均値に着目してみることにする。

人数をみれば、「病氣引」の人数が最も多く二九・八人、ついで「夜引」が二九・三人、「黒星」(私用他出)が一・三人、「朱星」(一時休)が〇・二人の順になった。

時数（日数）をみれば、やはり圧倒的に「病氣引」が多い。続いて、「夜引」「黒星」「朱星」の順になる。「朱星」はほとんど無くなりかけている。

ちなみに春季と秋季で、欠勤種別平均人数を比較してみたのが、第15表である。春季における「病氣引」の多さが目立つ。

(三) 明和と天明期と文政・天保期の比較

大丸勤・丸勤・丸勤同前・皆勤の人数の比率

第16表は、明和と天明期と文政・天保期を比較するために、それぞれの時期の「大丸勤」「丸勤」「丸勤同前」「皆勤」の人数の1季あたり平均、および延べ人数に占める比率を示したものである。

明和と天明期と文政・天保期を比較して、まず目につくのは、「大丸勤」の評価を受けた者の比率の増加である。明和と天明期の平均は一三・三パーセントだったが、文政・天保期の平均では二六・〇パーセントと、ほぼ倍増している。また、「丸勤」の評価を受けた者の比率も、一七・五パーセントから三〇・〇パーセントと大きな増加を見せている。

これに対し、「丸勤同前」の評価を受けた者の比率は、八・六パーセントから七・一パーセントへやや減少、「皆勤」の評価を受けた者の比率は、一九・一パーセントから九・八パーセントと、ほぼ半減している。

次に「大丸勤」「丸勤」「丸勤同前」「皆勤」の評価に該当する者を合計した人数が、延べ人数に占める比率について見れば、五八・七パーセントから七二・九パーセントに増加している。

以上の検討から、明和と天明期と文政・天保期を比較した場合、文政・天保期の方が、勤務評価の面において、数値

第16表 評価別一季当たり平均人数の比較

期間	A 大丸勤 人	B 丸 勤 人	C 丸勤同前 人	D 皆 勤 人	A～D 小 計 人	皆 引 人	記載人数 人
明和8年春～天明6年春 (1771～1786)	8.9 (13.3%)	11.9 (17.5%)	5.7 (8.6%)	12.7 (19.1%)	39.2 (58.7%)	1.2 (1.7%)	66.6 (100%)
文政5年秋～天保10年春 (1822～1839)	15.9 (26.0%)	18.4 (30.0%)	4.4 (7.1%)	6.0 (9.8%)	44.6 (72.9%)	0.9 (1.5%)	61.2 (100%)

出所) 第8表、第12表。

第17表 欠勤種別延べ人数の比較

	朱星人数	黒星人数	病氣引 人 数	夜引人数	記 載 延 人数
明和8年春～天明6年春 (1771～1786)	925人 (44.8%)	1293人 (62.6%)	988人 (47.9%)	1053人 (51.0%)	2064人 (100%)
文政5年秋～天保10年春 (1822～1839)	6 (0.3%)	384 (18.5%)	1013 (48.7%)	995 (47.8%)	2080 (100%)

出所) 第10表、第14表。

第18表 欠勤種別時数の比較

	朱星時数	黒星時数	病氣引時数	夜引時数
明和8年春～天明6年春 (1771～1786)	7408時 (3.7時)	20879時 (10.3時)	172689時 (85.2時)	8562時 (4.2時)
文政5年秋～天保10年春 (1822～1839)	14 (0.0)	2363 (1.2)	163875 (80.0)	8362 (4.1)

出所) 第10表、第14表。

- 注) 1. ()内の数値は、時数を、記載延べ人数から「皆引」人数を引いた数値で除したものである。すなわち [明和8年春～天明6年春] は延べ人数2064人から皆引36人を引いた2028、[文政5年秋～天保10年春] は延べ人数2080人から皆引132人を引いた2048が除数。
2. [病氣引時数] および [夜引時数] は、病氣引日数および夜引個数をもとにした計算値である。

的に見てまきついているという事実が明らかになった。すなわち、明和と天明期から文政・天保期にかけての間に、手代の勤務成績が向上したこと、すなわち店内における規律化が進展したことがみてとれよう。

朱星・黒星・病氣引・夜引の時数と人数

それでは、明和と天明期と文政・天保期においては、欠勤の内容にどのような違いがあったのだろうか。第17表は、明和と天明期と文政・天保期を比較するために、それぞれの時期の「朱星」「黒星」「病氣引」「夜引」の合計人数、およびそれらが記載延べ人数に占める比率を示したものである。

二つの時期を比較して、まず目につくのは、「朱星」（一時休）人数の減少である。記載者全体において朱星をつづられた者が占める比率は、四四・八パーセントから〇・三パーセントに激減している。また「黒星」（私用他出）も六一・六パーセントから一八・五パーセントに大幅減少している。

これに対し、「病氣引」「夜引」の人数には大きな変化はみられない。すなわち「病氣引」の人数比は、四七・九パーセントから四八・七パーセントでほぼ横這い、「夜引」は五一・一パーセントから四七・九パーセントと若干の減少を見るのみである。

第18表は、明和と天明期と文政・天保期の「朱星」「黒星」「病氣引」「夜引」の期間内の合計時数を示したものである。この表からも、時数の総数、および一人一季当たりの時数（第18表の（ ）内の数値）において「朱星」「黒星」が大幅に減少し、「病氣引」「夜引」については若干の減少を示しているにすぎないことが確認できる。

右の検討から、明和と天明期から文政・天保期にかけての「改勤帳」にあらわれる手代の勤務成績の向上は、「病氣引」の減少によるのではなく、手代の「朱星」（一時休）および「黒星」（私用他出）の減少によってもたらされたものであることがわかった。すなわち明和と天明期には多く見られた一時休・私用他出が、文政・天保期には減少することに

第19表 役付手代と平手代の勤務評価別人数（明和8年春～天明6年春）

	A 大丸勤	B 丸 勤	C 丸勤同前	D 皆 勤	A～D 小 計	皆 引	記 載 延人数
役付手代 (組頭・役頭・上座)	3人 (0.7%)	23人 (5.1%)	29人 (6.4%)	155人 (34.4%)	210人 (46.7%)	4人 (0.9%)	450人 (100%)
平手代 (初元を含む)	272 (16.9%)	339 (21.0%)	149 (9.2%)	240 (14.9%)	1001 (62.0%)	32 (2.0%)	1614 (100%)

出所) 「改勤帳」(三井文庫所蔵史料 本1514)、「上座役承記」(三井文庫所蔵史料 続1168)。

第20表 役付手代と平手代の欠勤種別時数
(明和8年春～天明6年春)

	朱星時数	黒星時数	病氣引時数	夜引時数
役付手代 (組頭・役頭・上座)	3055時 (6.9時)	12676時 (28.5時)	26612時 (59.8時)	1000時 (2.2時)
平手代 (初元を含む)	4353 (2.7)	8203 (5.2)	146077 (92.3)	7562 (4.8)

出所) 「改勤帳」(三井文庫所蔵史料 本1514) および第18表。

- 注) 1. ()内の数値は、時数を、役付手代および平手代の記載延べ人数から「皆引」人数を引いた数値で除したもの。すなわち「役付手代」は延べ人数450人から皆引5人を引いた445、「平手代」は延べ人数1614人から皆引31人を引いた1583が除数。
2. 「病氣引時数」および「夜引時数」は、病氣引日数および夜引個数をもとにした計算値である。

よって、勤務成績の向上がみられるのであるから、勤務成績の向上に規律化の進展の中味は、手代が一時休・私用他出を自制するということであつたことになる。

2 役付手代と平手代

以上の検討は「改勤帳」に記載された越後屋京本店の住み込み手代の全体についてのものであつた。職階で言えば、組頭から元服直後の初元初年までを対象としたものであるが、これらは組頭・役頭・上座の役付手代(名目役手代)と、それ以下の平手代(初元を含む)とに大きく二分される。ここでは、この両者の勤務成績を比較検討することによって、手代の勤務状況をより詳しく明らかにしていきたい。

(一) 明和と天明期

明和八年(一七七二)春季から天明六年(一七八六)春季までの「改勤帳」について、一季ごとに組頭・役

第21表 役付手代と平手代の勤務評価別人数（文政5年秋～天保10年春）

	A 大丸勤	B 丸 勤	C 丸勤同前	D 皆 勤	A～D 小 計	皆 引	記載延べ 人 数
役付手代 (組頭・役頭・上座)	173人 (30.6%)	223人 (39.5%)	36人 (6.8%)	26人 (4.6%)	458人 (81.2%)	9人 (1.6%)	565人 (100%)
平手代 (初元を含む)	367 (24.2%)	402 (26.5%)	112 (7.4%)	177 (11.7%)	1058 (69.8%)	23 (1.5%)	1515 (100%)

出所) 「改勤帳」(三井文庫所蔵史料 本1515)、「上座役承記」(三井文庫所蔵史料 続1168)。

第22表 役付手代と平手代の欠勤種別時数
(文政5年秋～天保10年春)

	朱星時数	黒星時数	病氣引時数	夜引時数
役付手代 (組頭・役頭・上座)	3時 (0.0時)	1772時 (3.2時)	29321時 (52.7時)	727時 (1.3時)
平手代 (初元を含む)	11 (0.0)	591 (0.4)	134554 (90.2)	7635 (5.1)

出所) 「改勤帳」(三井文庫所蔵史料 本1515) および第18表。

- 注) 1. ()内の数値は、時数を、役付手代および平手代の記載延べ人数から「皆引」人数を引いた数値で除したもの。すなわち【役付手代】は延べ人数565人から皆引9人を引いた556、【平手代】は延べ人数1515人から皆引23人を引いた1492が除数。
2. 【病氣引時数】および【夜引時数】は、病氣引日数および夜引個数をもとにした計算値である。

頭・上座役の役付手代と、平手代(初元を含む)とに二分し、それぞれの勤務成績(評価別記載人数)をまとめ、それをさらに一六年(三二季)分合計してみたのが第19表である。この表において、それぞれの記載延べ人数に占める「大丸勤」「丸勤」「丸勤同前」「皆勤」の合計の比率について見れば、平手代(初元を含む)のほうが、役付手代より一六ポイントほど上回っている点が目される。特に「大丸勤」「丸勤」において平手代(初元を含む)は役付手代を大きく上回っている。この時期、役付手代の「改勤帳」上の勤務成績は、平手代に比べ芳しくないと言える。この点は、第一節にあげた第1表からもうかがえたことであった。

次に欠勤の内容(星の種別)に着目して、役付手代と平手代の勤務状況を比較してみよう。

第20表は、第19表と同様に、一季ごとに役付手代と平手代(初元を含む)の「朱星」「黒星」「病氣引」「夜引」時数をまとめ、それをさらに一六年(三二季)分合計してみたものである。この表において()内の数値は一人一季当たりの平均時数を示している。ここで注目されるのは、役付

手代における「朱星」と「黒星」の多きである。特に「黒星」の多きは目を惹く。一方、平手代の方は「病氣引」「夜引」の時数が多い。特に「病氣引」が多い点が注目される。

役付手代に「黒星」が多いことは、彼らの外出欲求の強さと、店の側が彼らの外出をある程度容認していたことを示しているものとみることが出来る。役付手代ほどの年齢の者⁽²⁾を、住み込みの奉公人として閉鎖的空間に押し込めて置くことはなかなか難しかったのではないだろうか（この点は後述）。

もうひとつ、役付手代に関しては、平手代と比較しての「病氣引」の少なさが指摘できたが、これについては、病弱者たちは役付手代になるまでの期間に淘汰され、健康な者が残った結果と考えるのが妥当であろう。

(二) 文政・天保期へかけての変化

文政五年（一八二二）秋季から天保一〇年（一八三九）春季までの「改勤帳」について、一季ごとに組頭・役頭・上座役の役付手代と、平手代（初元を含む）とに二分し、それぞれの勤務成績（評価別記載人数）をまとめ、それをさらに一八年（三四季）分合計してみたのが第21表である。

第19表（明和→天明期）と比較してみれば、記載延べ人数に占める「大丸勤」→「皆勤」の合計の比率において、役付手代と平手代の勤務成績が逆転している。すなわち役付手代の方が平手代を一〇ポイント以上も上回っている。「大丸勤」「丸勤」についても、役付手代グループの方が上回るといふ結果になった。平手代においても、第19表と比べると、勤務成績が向上していることが見て取れるのだが、向上の度合いは役付手代の方が大きい。

それでは欠勤の内容においてはどのような変化が表われているのであろうか。

第22表は、第21表と同様に、一季ごとに役付手代と平手代（初元を含む）の「朱星」「黒星」「病氣引」「夜引」時数を

まとめ、それをさらに一八年(三四季)分合計してみたものである。第22表において、役付手代と平手代の欠勤内容の大きな違いとして挙げられるのは、第20表(明和と天明期)と同様、役付手代における「黒星」の多さと、平手代における「病氣引」「夜引」の多さである。

第20表(明和と天明期)と比べてみると、「朱星」「黒星」については、役付手代、平手代の両者において減少していることがわかるが、役付手代の方が大きな変化を示している。「病氣引」「夜引」については、役付手代、平手代ともさしたる変化がない。

以上、明和と天明期および文政・天保期において、役付手代と平手代の勤務状況の違いは、役付手代における「黒星」の多さ、「病氣引」の少なさという点に表われた。また前項において、「改勤帳」にあらわれる手代の勤務成績が、明和と天明期から文政・天保期にかけて向上したこと、そして手代の勤務成績の内容の変化として、朱星・黒星の減少を挙げたが、ここでの検討を踏まえると、これは手代の中でも特に役付手代グループにおいて著しかったものと言いうことができる。

3 役付手代昇進者と非昇進者

次に検討したいのは、役付手代に昇進した者と、平手代の段階で退職した者とは、それぞれの平手代の時期の「改勤帳」の成績に、どれほどの違いが見出せるかという問題である。

ここでの関心は、「改勤帳」が手代の選別・昇進とどのように関係していたのかということにある。「改勤帳」は、京本店における手代の勤務成績を目に見える形で表現したものであるから、それが手代の昇進を決める際の判断材料の一

第23表 役付手代昇進者と非昇進者の勤務評価別人数
(明和8年春～天明6年春)

	A 大丸勤	B 丸 勤	C 丸勤同前	D 皆 勤	A～D 小 計	皆 引	記 載 延人数
役付手代昇進者	138人 (16.1%)	201人 (23.7%)	89人 (10.5%)	139人 (16.4%)	567人 (66.8%)	8人 (0.9%)	845人 (100%)
非昇進者	135 (17.6%)	138 (18.0%)	60 (7.8%)	101 (13.2%)	434 (56.7%)	24 (3.1%)	765 (100%)

出所) 「改勤帳」(三井文庫所蔵史料 本1514)、「上座役承記」(三井文庫所蔵史料 続1168)。

第24表 役付手代昇進者・非昇進者の欠勤種別時数
(明和8年春～天明6年春)

	朱星時数	黒星時数	病氣引時数	夜引時数
役付手代役昇進者	2328時 (2.8時)	4608時 (5.5時)	57639時 (68.5時)	4062時 (4.8時)
非昇進者	2025 (2.7)	3595 (4.9)	88438 (119.3)	3500 (4.7)

出所) 「改勤帳」(三井文庫所蔵史料 本1514) および第20表。

- 注) 1. ()内の数値は、時数を、役付手代昇進者および非昇進者の記載延べ人数から「皆引」人数を引いた数値で除したも。すなわち [役付手代昇進者] は延べ人数849人(実数66人)から皆引7人を引いた842、[非昇進者] は延べ人数765人(実数94人)から皆引24人を引いた741が除数。
2. [病氣引時数] および [夜引時数] は、病氣引日数および夜引個数をもとにした計算値である。

つになつたであらうことは想像に難くない。しかしながら「改勤帳」の成績を昇進と結びつける直接的な史料は、今のところ見つけることができていない。ここでは、順調に昇進を遂げた手代たちを抽出して、彼らの「改勤帳」の成績を検討することによって、「改勤帳」と昇進の関係の手がかりを探ってみたい。

(一) 明和と天明期

明和八年(一七七二)春季から天明六年(一七八六)春季までの「改勤帳」登場者のうち、平手代(初元を含む)の職階にある者の延べ人数は一六一四人(実数一六〇人)であるが(第19表参照)、これを、①役付手代に昇進した者たち(Ⅱ昇進グループ)八四九人(実数六六六人)と、②平手代のままで退職した者たち(Ⅲ非昇進グループ)七六五人(実数九四人)とに二分し、それぞれの勤務成績(勤務評価別人数)について示したのが第23表である。

「大丸勤」「丸勤」「丸勤同前」「皆勤」の合計人数が、

第25表 役付手代昇進者と非昇進者の勤務評価別人数
（文政5年秋～天保10年春）

	A 大丸勤	B 丸 勤	C 丸勤同前	D 皆 勤	A～D 小 計	皆 引	記 載 延人数
役付手代昇進者	211人 (25.7%)	232人 (28.1%)	60人 (7.7%)	101人 (12.2%)	604人 (73.1%)	10人 (1.2%)	826人 (100%)
非昇進者	156 (22.6%)	170 (24.5%)	52 (7.5%)	76 (11.0%)	454 (65.3%)	13 (1.9%)	689 (100%)

出所) 「改動帳」(三井文庫所蔵史料 本1515)、「上座役承記」(三井文庫所蔵史料 統1168)。

第26表 役付手代昇進者・非昇進者の欠勤種別時数
（文政5年秋～天保10年春）

	朱星時数	黒星時数	病氣引時数	夜引時数
役付手代昇進者	5時 (0.0時)	172時 (0.2時)	55447時 (67.9時)	4432時 (5.4時)
非昇進者	6 (0.0)	419 (0.6)	79107 (117.0)	3203 (4.8)

出所) 「改動帳」(三井文庫所蔵史料 本1515) および第22表。

- 注) 1.()内の数値は、時数を、役付手代昇進者および非昇進者の記載延べ人数から「皆引」人数を引いた数値で除したもの。すなわち〔役付手代昇進者〕は延べ人数826人(実数66人)から皆引10人を引いた816、〔非昇進者〕は延べ人数689人(実数88人)から皆引13人を引いた741が除数。
- 2.〔病氣引時数〕および〔夜引時数〕は、病氣引日数および夜引個数をもとにした計算値である。

記載延べ人数に占める比率について見れば、役付手代昇進グループの比率が、非昇進グループを一〇ポイントほど上回っている。「大丸勤」については、非昇進者グループの方の比率がやや高くなっているが、それ以外は昇進者グループの方が高い。

次に欠勤の内容(星の種別)に着目して、役付手代と平手代の勤務状況を比較してみることにする。

第24表は、第20表に示した、明和と天明期の平手代(初元を含む)の「朱星」「黒星」「病氣引」「夜引」の時数を、役付手代昇進グループと非昇進グループに分割して示したものである。この表において()内の数値は一人一季当たりの平均時数を示したものであるが、これに着目してみれば、「朱星」「黒星」「夜引」についてはほとんど差がないこと、しかし「病氣引」時数については非昇進グループの方が格段に多くなっていることが見て取れる。昇進グループと非昇進グループの評価別人数の差は主として「病氣引」時数の差と云えるであろう。

(二) 文政・天保期にかけての変化

文政五年(一八二二)秋季から天保一〇年(一八三九)春季までの「改勤帳」登場者のうち、平手代(初元を含む)の職階にある者の延べ人数は一五一五人(実数一五四人)である(第21表参照)。これを、①役付手代に昇進した者たち(Ⅱ昇進グループ)八二六人(実数六八八人)と、②平手代のままで退職した者たち(Ⅱ非昇進グループ)六八九人(実数八八八人)とに二分し、それぞれの勤務成績(勤務評価別人数)について示したのが第25表である。

明和と天明期を示した第23表と比較すると、「大丸勤」「丸勤」「丸勤同前」「皆勤」の合計人数が記載延べ人数に占める比率は、昇進者グループも非昇進者グループも上昇しており、このため両者の差については大きな変化はみられない。その他には昇進者グループの「大丸勤」の比率の上昇が目につく程度である。

それでは、欠勤の内容には変化があったであろうか。

第26表は、第22表に示した、文政・天保期の平手代の「朱星」「黒星」「病氣引」「夜引」の時数を、役付手代昇進者グループと非昇進者グループに分割して示したものである。明和と天明期を示した第24表と比べてみれば、昇進者グループも非昇進者グループも、「朱星」「黒星」を多く減らしているが、「病氣引」「夜引」についてはほとんど変化がないという、同様な動きを示している。このため、「病氣引」時数については非昇進者グループの方が格段に多くなっているという状況に変化はない。

以上の検討から、明和と天明期および文政・天保期において、役付手代昇進者グループと非昇進者グループを比べた場合、二つの時期とも昇進者グループの勤務成績の方が上であること、両者の違いは、主に「病氣引」の多少によっており、それ以外には大きな差がないことがわかった。

(三) 上座役昇進直前の成績

右の検討は、役付手代に昇進した者の「改勤帳」の成績について、平手代時代の記載されている期間をすべて対象とするといふかなり大まかなものであった。そこで、以下では、平手代から上座役以上に昇進した手代について、上座役に昇進する直前の勤務状況に絞って調べてみることにする。上座役への昇進にあたって「改勤帳」の成績が判断基準となるのであれば、上座役昇進者の昇進直前の成績は、際立って良好であると予想できるのだが、どうであろうか。

明和と天明期の役付手代昇進グループから、上座役昇進直前の五年間（一〇季）の勤務成績がわかる者三一人延べ三二一〇季分の成績を抜出し、個人別に示したのが第27表である。同様に、文政・天保期の役付手代昇進グループから、昇進直前の五年間（一〇季）の勤務成績がわかる者三〇人延べ三〇〇季分の成績を抜出し、個人別に示したのが第28表である。それぞれ表の最下段に、勤務評価別に季数合計と比率を示した。これを第23表および第25表の勤務評価別人数の比率と比較してみる。第27表と、第23表の「役付手代昇進者」を比べると、「大丸勤」―「皆勤」の合計の比率はほぼ等しいが、「大丸勤」の比率は上座役昇進直前グループの方がかなり低い。また第28表と、第25表の「役付手代昇進者」を比較すると、これも「大丸勤」―「皆勤」の合計の比率はほぼ等しいことがわかる。

以上から、上座役昇進直前の時期において、特別によい成績が記録されているわけではないことがわかった。

ここでもう一つ注目しておきたいのは、第27表・第28表において、平均以下の成績でも昇進を遂げている事例がみられることである。例えば、「改勤帳」の平均成績がかなり向上した文政・天保期を対象とした第28表において、昇進直前の五年（一〇季）のうち、「皆勤」以上の成績が二季しかない者が二人存在するのが注目される（天保四年一月昇進の石本藤助、天保一〇年一月昇進の細田平十郎）。「改勤帳」が昇進の判断材料のひとつになっているであろうことは推測に難くないが、右の事例からは、それが唯一、直接的な材料であるのでもないことがうかがえる。

第27表 上座役昇進直前10季の勤務評価(安永5年～天明6年昇進分)

上座役 昇進年月	名 前	A 大丸勤 季	B 丸 勤 季	C 丸勤同前 季	D 皆 勤 季	A～D 小 計 季	合 計 季
安永 5.1	樋口善三郎	3			3	6	10
安永 5.1	寺井五兵衛		3		2	5	10
安永 6.1	清水利助		4	1		5	10
安永 6.1	林文四郎		2		4	6	10
安永 7.1	河野幸次郎		2		3	5	10
安永 7.1	吉田又七	1	1	1	1	4	10
安永 7.1	武部藤七		1	2	6	9	10
安永 7.1	岡本平助			2	3	5	10
安永 8.1	松原常七		6			6	10
安永 8.1	三宅兵七		3	2	3	8	10
安永 8.1	丹羽彦三郎		1	3	2	6	10
安永 9.1	井上源七		1	2	2	5	10
安永 9.1	家城藤吉	1	2		2	5	10
安永 9.1	塚本嘉助		2	4	1	7	10
安永10.1	小林要七	3	7			10	10
安永10.1	小林専助		4	2	3	9	10
安永10.1	大井幸三郎		2	3	2	7	10
天明 2.1	藤田与助	1	2		5	8	10
天明 2.1	下村儀七			1	4	5	10
天明 2.1	山崎金助		4	2	2	8	10
天明 2.1	横江文吉		2		2	4	10
天明 2.1	田中喜助		6	1	2	9	10
天明 3.1	木村徳右衛門		6	3		9	10
天明 4.1	大石伊助	1	3	1	2	7	10
天明 4.1	吉田弥助	10				10	10
天明 5.1	川勝孫助		2		3	5	10
天明 5.1	小林善次郎			2	1	3	10
天明 5.1	浅尾勲助		5	3	1	9	10
天明 6.1	居初平四郎		2	1	2	5	10
天明 6.1	百田四郎兵衛		1	5	2	8	10
天明 6.1	服部新助	1	3		2	6	10
天明 6.1	森田角次郎		1	1	2	4	10
合 計		21 (6.6%)	78 (24.4%)	42 (13.1%)	67 (20.9%)	208 (65.0%)	320 (100%)

出所) 「上座役承記」(三井文庫所蔵史料 続1168)、「改動帳」(三井文庫所蔵史料 本1514)。

越後屋京本店手代の勤務成績管理と勤務状況について（西坂）

第28表 上座役昇進直前10季の勤務評価(文政11年～天保10年昇進分)

上座役昇進年月	名 前	A 大丸勤 季	B 丸 勤 季	C 丸勤同前 季	D 皆 勤 季	A~D 小 計 季	合 計 季
文政11.1	脇坂文三郎	3		1	1	5	10
文政11.1	青木庄七	2	4	1	1	8	10
文政11.1	山岸嘉藏	2	5		2	9	10
文政12.1	津田文五郎	4	5			9	10
文政12.1	田中長三郎	3	2		3	8	10
文政12.1	井上浅次郎	6		1	1	8	10
文政13.1	井上甚三郎	6	2			8	10
文政13.1	村上喜七	2	5	1		8	10
天保 2.1	小網喜四郎		3	3	2	8	10
天保 2.1	渡辺常五郎	5	2			7	10
天保 2.1	清水弥七	6	2			8	10
天保 3.1	福井又次郎	3	2	1	1	7	10
天保 3.1	佐野嘉次郎	1	4		1	6	10
天保 3.1	大村忠七	2	5	1	1	9	10
天保 3.1	榎並平七	3	1		1	5	10
天保 4.1	石本藤助	2				2	10
天保 4.1	並川清七	7		1		8	10
天保 5.1	辻利七	2	6	1		9	10
天保 6.1	矢島惣七	2	3	1	1	7	10
天保 6.1	中西宗助	2	3	1	1	7	10
天保 7.1	井上仁助	1	6	2		9	10
天保 7.1	木村直次郎	2	5			7	10
天保 8.1	木村定次郎	2	3		2	7	10
天保 8.1	浅野友三郎	9	1			10	10
天保 9.1	小山武助	1	3	1	2	7	10
天保 9.1	安田惣三郎	3	5		1	9	10
天保10.1	細田平十郎			1	1	2	10
天保10.1	松岡要三郎	3	2	2	2	9	10
天保10.1	森藤三郎		1	2	3	6	10
天保10.1	霜山又三郎	2	5		1	8	10
合 計		86 (28.7%)	85 (28.3%)	21 (7.0%)	28 (9.3%)	220 (73.3%)	300 (100%)

出所) 「上座役承記」(三井文庫所蔵史料 統1168)、「改動帳」(三井文庫所蔵史料 本1515)。

かつて京本店の手代の規律違反と処分を記録した「批言帳」を検討した際に、繰り返し規律違反を犯し処罰をうけているにも関わらず、役付手代に昇進していく手代たちの事例を紹介したが、第28表の石本藤助や細田平十郎は、その事例を思い起させるものである。⁽³⁾

(1) 麻疹流行の状況については、「永書」(三井文庫所蔵史料 本二二六)の安永五年(一七六六)三月九日に以下のような記述がある。

一 当店表二も頃日より麻疹時行、若キもの子供迄之四十人余病人有之、表二階より新二階高見迄臥居申候、御医師西三省老、萩野少志様、饗庭丈伯老御薬服用為致候、給物白粥杯、肴類一切相成不申、人志ん越くハへ黒豆菜之類為給申候、爾しなから何れも軽キ方にて此上之事ニ候、看病方出入之男兩人相懸無油断氣を付申候

(2) 越後屋京本店に一七二〇年から一八三九年までに入店した者を対象にした調査によれば、昇進時の平均年齢は、上座役で二七・二歳、役頭役で三〇・〇歳、組頭役で三二・七歳である。西坂靖「越後屋京本店手代の入店・昇進・退職について」(『三井文庫論叢』二七号、一九九三年)第10表参照。

(3) 西坂靖「越後屋京本店手代の規律違反と処分」(『三井文庫論叢』二五号、一九九一年)。

おわりに

本稿では、越後屋京本店の「改勤帳」を素材に、手代の勤務成績の管理と勤務状況について検討した。

第一節においては、京本店において行なわれていた、欠勤時間の掌握による勤務評価の仕法について、「昼夜勤仕録」

「改勤帳」に即した形で紹介した。

すなわち、店表の組頭から初元初年までの住み込みの手代の一人一人について、欠勤の種類と時数を記録し、さらに半年ごとに一か月平均を算出し、評価をおこなうという仕法がとられていたことを示した。そして、「改勤帳」に基づく褒賞としては、①読み上げ、②外出許可があり、一九世紀になると③金銭による褒賞が「改勤帳」の成績と薬の消費量の二つを判断材料として行なわれていたことを示した。

「改勤帳」の仕法について、最も注目すべき点は、勤務状況が数値で可視化されているということ、およびその用いられている数値が時間数であることであろう。一人一人の奉公人について欠勤の種類と時間数を掌握・評価するというのは、近代的な、労働を時間において評価しようという発想に似ている。ただし「改勤帳」において計っているのは欠勤時間であり、労働時間そのものではない。また、前稿における小遣等の検討の結果からは、支払われるべき小遣等から欠勤時間を差し引くこと等ははしないことがわかっている⁽¹⁾。したがって近代の賃労働者の時給や日給などと同様の意味合いにおいて、労働を時間で評価している、とまでは言えない。むしろ近代の学校で行なわれる、出欠をとる行為¹¹に欠欠点に近いと言えるかもしれない。以上のような留保つきの上ではあるが、時間を用いて勤務評価していることは確かであり、この点が「改勤帳」の特色の第一である。このような奉公人管理のための「改勤帳」の仕法は、近代に直接受け継がれるものではないが、近世の巨大商家における高度な経理方式（複式簿記原理に基づく決算帳簿等）とともに、近世における「技術」的達成のひとつと評価してもよいものであろう。

第二節においては、「改勤帳」を材料に、手代の勤務状況の解明を試みた。

第一に、明和・天明期と文政・天保期の「改勤帳」の比較検討を通して、文政・天保期の手代の勤務成績が、明和

→天明期より向上しているという事実を見出すことができた。そしてそれは、手代の「朱星」（一時休）および「黒星」（私用他出）の減少、すなわち手代が一時休・私用他出を自制することによつてもたらされたものであることがわかつた。

第二に、役付手代と平手代の勤務成績を比較した結果、役付手代の欠勤の種類として「朱星」および「黒星」、特に「黒星」が多いことがわかつた。また明和→天明期から文政・天保期にかけての勤務成績の向上は、役付手代と平手代のいづれにも言えることであつたが、特に役付手代において成績向上が著しいことが明らかになつた。

第三に、役付手代に昇進する者たちと、平手代のまままで退職する者たちの勤務成績を比べた結果、役付手代に昇進する者たちの勤務成績の方が優良であることが確認できた。しかし一方、役付手代への昇進と「改勤帳」の成績は直接的に結び付いてゐるわけではないことも明らかになつた。

右に述べた、明和→天明期から文政・天保期にかけての「改勤帳」における手代の勤務成績の向上は、この間の京本店において規律化が進展したことのあらわれと評価することができよう。この問題に関して二点ほど述べておきたい。

まず「改勤帳」と規律化について。規律化進展の要因のうち店側からの働きかけとしては、第一節で検討した「改勤帳」に基づく褒賞が想起される。しかし、これは七年毎で、かつ褒賞額も多くないので、これに全てを帰することはできない。ここでは、むしろ「改勤帳」の制度それ自体に規律化を進める働きがあつたものと考えておきたい。かつて京本店の手代の規律違反と処分を記録した「批言帳」を検討した際、その存在意義について、不良手代の選別―排除より、むしろ頻繁な規律違反者の処分を通じて、手代を巨大商家に適合的な存在へと馴致することによつて、規律化の進展を進めるはたらきがあつたと評価した。⁽²⁾ 「改勤帳」も、手代の昇進の直接的な判断材料にはなつていないと見られることを考慮すれば、勤勉な手代とそうでない手代を選別する機能よりも、細かな記録と評価を通して奉公人世界全体の規律化を進める働きをその第一番目の存在意義として評価することができるのではないか。

次に、特に役付手代の成績が向上したことについて。概括的な言い方をすれば、個々の住み込み手代の中には、なるべく早期に窮屈な住み込みの境涯を脱したいという欲求と、少しでも多くの元手銀を入手するため永く奉公を続けたいという欲求という、二つの矛盾する欲求が併存していた。このせめぎあいは、年齢の高い役付手代においてより深刻であったと見られる。明和と天明期の役付手代の勤務成績の悪さ、「黒星」(私用他出)の多さは、店の側が役付手代をつなぎとめるために、右のような役付手代の欲求を考慮して「黒星」(私用他出)をある程度容認し、役付手代もそれを当然視する状況が存在していたことがわけるものとして理解できる。それが減少していったということは、手代の意識が、元手銀をより多く入手するため永く奉公を続けたいという方向に傾斜し、店の規律への同調・自己抑制が進み、「黒星」(私用他出)を当然視する状況が消えていった結果ではないかと、ひとまず考えておきたい。この問題の解明のためには、一八世紀後半から一九世紀にかけての京都における、退職した手代の自分商売創出をめぐる状況の変化を明らかにしなければならぬが、これについては今後の課題とせざるをえない。

- (1) 西坂靖「越後屋京本店手代の小遣・年褒美・割銀について」(『三井文庫論叢』三〇号、一九九六年) 九六ページ。
- (2) 西坂靖「越後屋京本店手代の規律違反と処分」(『三井文庫論叢』二五号、一九九一年) 七七ページ。